

協働事業一覧(平成28年度実績)

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たった工夫	事業の課題	課題・問題への対応
広報課	H23	包括連携協定締結企業(株式会社セブン・イレブンジャパン)への県広報物の掲示	県内店舗における県政情報誌の設置	県政情報を広く一般の方々に周知していただく。	月ごとの年間スケジュールを立てて、掲示物の納品に遅延のないようにする。		
広報課	H24	包括連携協定締結企業(株式会社ファミリーマート)への県広報物の掲示	県内店舗における県政情報誌の設置	県政情報を広く一般の方々に周知していただく。	月ごとの年間スケジュールを立てて、掲示物の納品に遅延のないようにする。		
広報課	H27	包括連携協定締結企業(株式会社ローソン)への県広報物の掲示	県内40店舗における県政情報チラシの設置	県政情報を広く一般の方々に周知していただく。	月ごとの年間スケジュールを立てて、掲示物の納品に遅延のないようにする。		
広報課	H23	包括連携協定締結企業(イオン株式会社)への県広報物の掲示	ポスター・チラシでの県政情報等の掲示	県政情報を広く一般の方々に周知していただく。	月ごとの年間スケジュールを立てて、掲示物の納品に遅延のないようにする。		
広報課	H25	包括連携協定締結企業(株式会社平和堂)への県広報物の掲示	県内の大型店舗のチラシラックや掲示板等へ県政に関するチラシ・ポスターを掲示し、県政情報をPR。毎月第1木曜日のチラシに県政情報を掲載	県政情報を広く一般の方々に周知していただく。	月ごとの年間スケジュールを立てて、掲示物の納品に遅延のないようにする。		
広報課	H22	包括連携協定締結企業(中日本高速道路株式会社)への県広報物の掲示	SA・PAにおける電光掲示板での県政情報等の掲示	県政情報を広く一般の方々に周知していただく。	月ごとの年間スケジュールを立てて、掲示物の納品に遅延のないようにする。		
広報課	H23	包括連携協定締結企業(西日本高速道路株式会社)への県広報物の掲示	SA・PAにおける電光掲示板での県政情報等の掲示(2か月に1回)	県政情報を広く一般の方々に周知していただく。	月ごとの年間スケジュールを立てて、掲示物の納品に遅延のないようにする。		
政策研修センター	H24	選択型研修「バナソニックのモノづくりに学ぶ」(バナソニック)	世界を見据えたモノづくりの現場において、持続可能な社会の実現を目指し、環境価値の創出を通じた事業発展を目指す取組を学ぶことにより、滋賀県の環境行政や産業振興の推進に役立てるとともに、公務の視野を広め環境に配慮した豊かなくらしへの意識改革を図る機会とする。	企業活動における環境重視の取組を学ぶことができ、職員の意識啓発、能力開発に大きくつながった。	事前の調整を綿密、周到に行った。		
政策研修センター	H23	選択型研修「企業決算の見方」(関西アーバン銀行)	決算書の基本的なしくみや内容を学び、貸借対照表と損益計算書から企業の健全度や収益力、資金余力を掴むことや、決算書に潜む単純な焦げ付き資産や粉飾を簡単に見抜く力を養う。	民間企業ならではの専門性の高い知識や知見を学ぶことができ、職員の能力開発に大きくつながった。	事前の調整を綿密、周到に行った。		
政策研修センター	H23	選択型研修「今後の世界経済・日本の活力を展望する」(野村ホールディングス株式会社)	本業を通じて世界経済、日本経済をリサーチしている野村ホールディングスから今後の世界経済・日本経済の展望について話を聴き、県政運営の参考とする。	民間企業ならではの専門性の高い知識や知見を学ぶことができ、職員の能力開発に大きくつながった。	事前の調整を綿密、周到に行った。		
市町振興課	H27	つながり研究会	近江環人等地域人材が地域課題の解決に貢献することができるよう、全県的な地域と人材の“つながり”をつくることを目的として開催。	ゲスト講師の選定や調整、アドバイザー等の招集等、パートナーのネットワークを活かし、効果的に進めることができた。また、参加者についても、大学、企業、NPOなど多様な方に参加いただくことができた。	パートナーの得意分野やネットワークを活かして事業展開を行っている。	県が目指すべき方向性と、パートナーが目指すべき方向性がそれぞれある中で、どのような形で進めていくかの意思決定に苦慮した。	県が目指すべき方向性、パートナーが目指すべき方向性の両方からはずれない様、お互いすりあわせを行いながら事業を進めている。
市町振興課	H21	移住・交流推進事業	滋賀への移住・交流居住を促進するため、移住セミナーの開催や移住交流イベントへの出展等を行う。	対象者(移住希望者)に幅広い情報発信ができた。	滋賀移住・交流促進協議会を定期的に開催し、連絡を密に行うなど情報共有に努めた。	団体の構成員には、自主財源が乏しく活動費の捻出に苦慮するケースもある。	
事業課	H27	びわこボートレース場観光資源化事業	びわこボートレース場の観光資源化を図るため、競技実施団体との協働により観光ツアーを実施する。	競技実施団体が分担をして、観光ツアーを実施することにより効率よく、またわかりやすく参加者にびわこボートレース場についての情報を発信することができた。	事前準備・事前調整を密に行うことで、実施当日の懸念事項やスケジュール感等を共有することができた。	企画・調整段階においては、各々の団体において譲れない部分が多くでくるため、その折衷を図りながらもツアー自体の大枠を崩さないようにするという配慮等で苦労が生じた。	それぞれの場面で妥協できない部分は、なかなか折衷することが難しいが、何度も会議等でコミュニケーションを図り、話し合いのなかで調整部分を見つけることが大切である。

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たった工夫	事業の課題	課題・問題への対応
県民活動生活課	H28	コンビニエンスストアにおける消費者被害防止啓発事業	消費者被害防止のために啓発用のポップ等を作成し、県内のコンビニエンスストアに設置してもらうことにより、消費者への注意喚起を行う。	幅広い年代の多くの人々が利用するコンビニエンスストアに啓発物品を置くことにより、広く周知を図ることができた。また、店員への啓発にもつながることから、高額カード購入者等への声掛け等も行いやすくなり、消費者被害の未然防止が図れた。	店頭での啓発がより行きやすく、かつ効果的なものとなるよう、啓発用ポップ案を作成する段階から一緒に考えていただいた。	協働の相手方(各コンビニエンスストア)それぞれに店頭での掲示条件が異なることから、啓発ポップ等の内容の調整に苦労した。	実施した結果について状況を確認することにより、今年度の作成内容に反映させていきたい。
県民活動生活課	H22	ひろげようみんなのあんまちネットワーク事業	県が積極的に企業等と地域を結びつけるコーディネートを行い、協働による防犯活動を実施し、防犯活動の活性化・防犯意識の高揚を図り、犯罪を減少させ、安全・安心な地域社会を実現する。また、企業のCSR推進にも貢献する。(平成28年10回実施)	協働したことにより、あらゆる世代のイベント参加者に対し、直接、その時々々の情勢に応じた防犯啓発を行うことができた。	県とパートナー(企業等)が、早い段階から効果的な啓発活動を行うため打合せを行うとともに、双方が各方面に対して、協働事業(イベント)にかかる事前広報活動を行った。	イベント会場内では、様々なブースが出展され、また催し物が行われているため、まず出展している防犯ブースへ立ち寄ってもらうことに苦労した。	ゆるキャラ(県のイメージキャラクターや企業等のキャラクターなど)の着ぐるみの活用や、来場した子ども達参加型の「祖父母に向けた特殊詐欺被害防止メッセージ入りぬいぐるみ」のコーナーの開設、身近な防犯に関するグッズを配布するなどして、あらゆる世代の方々に防犯の興味を持ってもらえるよう工夫した。
県民活動生活課	H28	高齢者に向けた消費生活情報啓発協定事業	高齢者の消費生活相談が増加している中、お弁当の宅配や機関誌の配布で高齢者宅を訪問している団体と協定を結び、消費者被害防止にかかる情報の伝達や、実際に被害にあっている高齢者を相談窓口へつなぐ役割を担ってもらう。	消費生活に関する情報の届きにくい高齢者へ直接の啓発を行うことができた。団体としては、顧客が消費者トラブルに遭うリスクを減らすことにもつながった。	団体に大きな負担をかけることがない取組として、通常の営業活動の一環に啓発(情報提供)を組み込むこととした。	協働の相手先(協定先)をどう拡大していくか。また、既協定先については、事業の振り返りをどう行っていくか。	協定先と十分情報交換、意見交換を行うことにより、今年度の事業内容に反映させていきたい。
県民活動生活課	H19	滋賀県不動産市況DI調査	不動産市況の動向に関する過去半年間の実感と将来半年間の予測について、県内不動産関連事業者を対象にアンケート調査を行う。(7月1時点と1月1日時点)	県としては、集計・分析・報告書作成に専門家の知識を生かすことができ、協会としては、発送・回収経費を負担しなくてもよい。			
県民活動生活課	H27	消費者月間講演会の開催	国が定める消費者月間(5月)に、一般県民を対象とした講演会を開催し、消費者問題への関心を高め、消費者トラブルの未然防止を図ることを目的として事業を実施する。(1回/年開催)	県行政としては、消費者団体が持っているノウハウやつながりを活用することができ、消費者団体としては、費用を折半でき、県の広報媒体等を活用することができる。また、幅広い関係者への呼びかけや参加にもつながっている。	団体には企画・計画段階からテーマや講演内容などについて、県と相談しながら進められた。	テーマ設定等、団体側への一任となってしまう傾向にある。	実施後の振り返りをしっかり行うとともに、県と団体との方向性を、随時確認しながら進める必要がある。
県民活動生活課	H26	性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖通称SATOCO	性暴力被害者に対する総合的ケアのため、滋賀県産科婦人科医会・認定NPO法人おのみ犯罪被害者支援センター・滋賀県警察・滋賀県が協働により開設した『性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖「SATOCO(サトコ)」』における24時間ホットラインをはじめとしたワンストップ支援事業	性暴力被害者への急性期の治療を行う病院(産科婦人科)や犯罪被害者支援に関する専門的知識を有する認定NPO法人と協働することにより、被害者寄り添った、きめ細かでの確かな支援を継続的に実施することができる。	関係機関による運営会議を定期的開催し、情報の提供および共有のほか、その時々における問題点等について協議することで、スムーズなワンストップ支援を行うことができるよう取り組んでいる。	24時間のワンストップ支援体制(相談体制)を継続させるとともに、当該業務内容をより充実させるための支援員の人材確保や資質向上の取組強化。性暴力被害に遭う可能性が高い若年層に対する広報周知活動。	関係機関担当者研修会を開催(3回)し、支援員の人材育成や資質向上を図った。また、県内看護職員を対象とした研修会を開催し、専門看護師の担い手を育成した。当該事業の周知活動として、県内薬局550店舗に周知スイングポップを配置した。また、性暴力被害を未然に防止するため、小・中学校教職員を対象とした「性の健康教育」を実施した。
県民活動生活課	H21	土地月間県民フォーラム	10月の土地月間に合わせ、公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会および滋賀県土地家屋調査士会と共催で土地に関するフォーラムを行う。	共に実施することにより、より高いイベント効果が発揮できるものとなった。	企画段階で役割分担をしっかりと行い、お互いの良さを引き出すことができた。		
県民活動生活課	H21	犯罪被害者総合窓口設置業務	犯罪被害者支援の充実を図るため、早期の段階からの確かな支援にかかる知識を有する認定NPO法人おのみ犯罪被害者支援センターとの協働により「犯罪被害者総合窓口」を設置している。	犯罪被害者支援に関する知識を有する認定NPO法人と協働することにより、被害者寄り添った、きめ細かでの確かな支援を継続的に実施することができる。	犯罪被害者支援施策に関連する情報提供を随時行う。 また、毎月、認定NPO法人、県警、県の三者会議を開催し、連携強化を図ることで、効果的かつ時宜に適した取組を展開することができた。	増加する相談に対応するための相談支援員の人材確保およびスキルアップの取組強化。	協働パートナーが行う相談支援員の養成講座開催案内を様々な媒体により広報し、適正に相談対応を行うことができる人材の確保に努めた。
消費生活センター	H16	高校生のための消費生活講演会	弁護士や消費生活相談員を講師として高等学校および特別支援学校に派遣し、契約社会の中で巻き込まれる消費者トラブルの事例や対処法などについて講演を行う。	協働することにより、法的専門家からの助言や情報提供がされることにより消費者問題に対する意識がより高められた。	相談員、弁護士両者の講演計画が適切に進められるよう講師選定のための調整を早期に行っている。	両者の勤務体系等により直接、出会うための打合せが困難なことが多く、電話等でやりとりも十分でないことから、内容が重なることもある。	生徒の特性等に応じた内容で、わかりやすい講演となるよう学校側に早期に要望の聞き取りを行う。

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たった工夫	事業の課題	課題・問題への対応
消費生活センター	H22	消費生活フェスタ	「見て学んで楽しんでかっこいい消費者になろう!」を合言葉に、日常生活に深く関係する消費者問題について、知識と関心を深めていただくことを目的として、「消費生活フェスタ」を開催する。県内で寄せられている消費生活相談事例や、トラブルを防ぐためのポイントをステージイベントやパネル展示等により情報提供する。	協働することにより、バラエティに富んだ情報を参加者に提供でき、集客にも効果があった。	協働する団体が出展・出演しやすいよう、資材の調達や小道具の製作を行った。	事前にリハーサルが行えないため、イベント当日に問題が発生しないよう細心の注意が必要である。	協働する団体と頻りに連絡を取り合い、細かい点まで入念に打ち合わせしておく。
消費生活センター	H28	夏休み 親子で学ぼう! 消費生活講座	高島市消費生活センターの協力により高島市を会場に、消費生活に係る機関が協働し、親子に様々な体験を提供し消費生活への関心をより深めていただくことを目的に実施。「賢い消費者」をめざして、暮らしに関する役立つ情報・知識を間接的、直接的に提供できるようなプログラムを提供した。	従来から、消費生活センターにおいて親子向けのセミナーを開催しているが、高島市との共催により、高島市内から多くの参加があった。複数の団体が協働することで、さまざまなプログラムを提供することができた。	従来から個別に親子や子ども向けに講座等を実施している機関・団体が一堂に集まり、それぞれの体験プログラムを提供した。	複数の団体が協力して実施するため、早めの調整が必要である。	
情報政策課	H20	地域情報提供システム(しらせの滋賀情報サービス)の運用	防災・防犯情報等の緊急情報を放送事業者用のデータに変換し、ネットワークを接続したびわ湖放送に送信する。データを受信した放送事業者は、データ放送に掲載し、県民に情報を送り届ける。	災害時の情報源としてテレビを利用している方が多い。そういった方にも安心・安全に関する情報をお届けすることができる。	放送事業者側でデータの形式を変換する手間をなくし、県からの配信した情報をそのままデータ放送として配信できるようにした。	しらせがメールに比べて知名度が低いため、県民への周知がより一層必要と考える。	しらせがメールの啓発チラシにびわ湖放送のデータ放送についても記載するなど、県民への周知を図る。放送事業者と連携し、しらせがシステムの次回更新時(平成30年度)の対応に向けて検討を進める。
人権施策推進課	H21	えせ同和行為防止滋賀県民会議	同和問題解決の大きな阻害要因であるえせ同和行為を排除することを目的に、30機関・団体で「えせ同和行為防止滋賀県民会議」を構成。えせ同和行為防止に関する情報収集、被害防止に関する研修・啓発等の活動を行う。	協働することによって、えせ同和行為に対する知識や対応方法を学ぶことや、行為が起こった際の情報共有ができています。	えせ同和行為に対する取組をさらに推進するため、構成団体を集めて年に1度を集めて総会を開いている。	えせ同和行為が起こった際の情報共有を主に行っているため、行為が無い場合、意識が薄れていく事が懸念される。	年に1度の総会で、取組の推進について改めて確認を行っている。
人権施策推進課	S60	じんけんフェスタしが	すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、より多くの県民の方の参画を得て、一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、実践につながるよう幅広い各種の啓発事業を一体的、総合的に実施する。 H28実績 参画団体: NPO法人滋賀県難病連絡協議会、認定NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター、NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク・しが、近江渡来倶楽部、滋賀県社会福祉協議会福祉用具センター、滋賀県立大学、リレー・フォー・ライフ・ジャパン滋賀医科大学、公益財団法人滋賀県人権センター(順不同)	各団体の活動紹介を通じて、来場者に様々な人権課題について知っていただく機会となった。また、参加団体同士の交流も行われ、各団体の活動の幅が広がるきっかけともしていただけた。	協働いただく機関・団体、学校等が主体的にイベントへ参画できるよう、連絡調整を密に行った。	啓発イベントの企画における方針・内容の擦り合わせ。	協働いただく学校や団体が主体的にイベントへ参画できるよう、連絡調整を密に行った。
人権施策推進課	H22	人権啓発活動ネットワーク協議会	プロバスケットボールチーム滋賀レイクスターズ公式戦における啓発広告掲出や啓発ブースの出展、選手参加の啓発イベントなどを実施する。 H28実績 ①啓発広告掲出:28試合、②ブース出展:2試合、③人権教室:2回	普段人権啓発事業に参加する機会が少ない若年層などに対し、人権について考え、行動することの大切さを効果的に訴えかけることができた。	大勢の県民にバスケットボールチーム等の魅力をPRして観客を動員しているパートナーのアイデアやノウハウを、できる限り人権の広報啓発に活かすようにした。	啓発イベントの企画における方針・内容の擦り合わせ。	互いに双方の立場を尊重しつつ、連絡を密にして率直に意見等を出し合った。
人権施策推進課	H26	人権啓発活動ネットワーク協議会	小・中学生を対象に滋賀県内で開催される、滋賀県バレーボール協会主催のバレーボールイベントにおいて、人権教室を実施。同教室内では、V・プレミアリーグ女子の東レアローズによる人権トークなどを行う。 H28実績 人権教室:1回	普段人権啓発事業に参加する機会が少ない若年層などに対し、人権について考え、行動することの大切さを効果的に訴えかけることができた。	人権教室の方針・内容を具体的にイメージしていただけるよう、当方の考えを具体的に示すなどの対応に努めた。	人権教室の企画における方針・内容の擦り合わせ。	パートナー同士が事前打合せをする会議の場で、人権教室の方針・内容について説明をし、パートナーに事業の趣旨を理解していただけるよう努めた。
エネルギー政策課	H28	新しいエネルギー社会づくり総合推進事業	民産学金公で構成する総合的な推進体制を整備し、各分野のプレイヤーのシーズ・ニーズの情報共有や調査研究等を行う環境を整え、各種プロジェクト等の推進や新たな施策展開につなげていく。(2回/年開催) また、「しがエネルギービジョン」に関する啓発資料の作成や、セミナー開催などを行い、県民参画や多様な主体との協働による取組の一層の強化を図る。	各主体の取組の情報収集や県の施策、県内の最新の動向を情報発信を図る。	「しがエネルギービジョン」の冊子や、県内の取組事例をまとめた資料を用いて、多様な主体の取組内容をあらゆる場で紹介した。また、県民向けのセミナーにおいては、地域で活動する団体等によるパネルディスカッションを行った。		
エネルギー政策課	H28	地域コミュニティ支援事業	地域の様々な主体によるエネルギー自治に向けた取組を推進するため、地域資源を活かしたエネルギー利用等の構想検討や普及啓発等の取組に対して支援する。	エネルギー関連の活動を実施する団体等の事業に対して補助することで、地域の課題解決や活動の広がり、活動の自立や、団体同士のつながりを広めることに貢献できる。	補助事業に対して県からも参加したり、県のビジョンや施策を説明する場を設けた。		

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たった工夫	事業の課題	課題・問題への対応
エネルギー政策課	H28	分散型エネルギーシステム導入加速化事業	事業者等が所有する施設であって、災害時等に地域拠点として住民生活の支えとなる施設において、自立分散型エネルギーの設備導入や調査検討に係る経費を助成する。	事業者等に対して補助することにより、事業者等と地域との連携強化や災害時等への備えを強化することが期待される。	災害時の要支援者等の受け入れや、地域住民への設備の説明等を要件とした。		
国体・全国障害者スポーツ大会準備室	H25	国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催準備事業	平成36年(2024年)に開催する国体・全国障害者スポーツ大会に向けて、県・市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との協働・連携のもと開催への準備を進める。	県民総参加でつくる大会に向け、協働の相手から多様な意見を聞くことができた。	緊密な意思疎通を図り、定期的な情報発信に努めた。		
文化振興課	H26	「美の糸ローアートにどぼん！」	平成31年度までのオープンをめざす新生美術館のコンセプトを視覚化し、子どもをはじめ多くの県民が「美の滋賀」の魅力を五感で体験し、楽しむことのできるフェア(新生美術館見本市)を、県内で活動する団体・施設等による幅広い参画・協力を得ながら実施する。	協働することによって、様々な関係団体への連携がスムーズに行われた。またイベント以外でも県施策に関わっていただくことができた。	協働のパートナーとのコミュニケーションを充実するため、メールだけでなく、直接会って打合せを行う機会を増やした。		
文化振興課	H24	アール・ブリュットの魅力発信事業	アール・ブリュットの魅力発信事業の一環として、民間施設、公立施設等と協働し、アール・ブリュット作品の展示を行う。	各施設自らがアール・ブリュット作品の魅力をしっかりと理解した上で、取り組むことにより、作品の魅力発信につながった。	参加団体にとっては初めての取組となるため、丁寧な説明および密な連絡体制の確保を心掛けた。		
文化振興課	H20	滋賀次世代文化芸術センター運営助成事業	文化施設、芸術家と学校等を結び、小中学校の学校の授業等で文化芸術体験を行うためのコーディネートや、それをサポートする文化ボランティアの育成等を行う。	多くの学校において、小中学校の子どもたちに対して効果的な文化芸術体験プログラムを提供できた。	滋賀次世代文化芸術センターとの連絡を密にとった。		
文化振興課	H27	美ココロ・パートナーシップ事業	様々な事情により、通常学級等に通えない子どもたちに対して、文化芸術体験プログラムを提供し、様々な分野の芸術に触れる機会を与える。また、本事業の講師となる「美ココロ・パートナー」を育成し、さらに、若手芸術家がプログラムを実践する場を提供することにより、当該取組を情報発信しその理解を得る。	多くの学校において、通常学級などに通えない子どもたちに対して効果的な文化芸術体験プログラムを提供でき、美ココロ・パートナーを育成できた。	県において、滋賀次世代文化芸術センター、文化関係団体、文化施設、大学、教育委員会を構成メンバーとする美ココロ・パートナーシップ会議を開催した。		
文化振興課	H28	文化プログラムフェスティバル事業	東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて滋賀の特色ある文化プログラムの発信と世界の文化との交流促進を行うため、文化施設や市町、文化団体、民間企業等と協働し、フェスティバルを開催する。	若手文化活動者の視点を反映し、かつ、幅広い分野の団体・個人が参画し、連携や協力が促進された。	実行委員会形式で事業を行い、各部会との連絡を密にとった。		
文化振興課	H27	地域の元気創造・暮らしアート事業	NPOなど多様な主体が実施する、アートや暮らしの中にある美の資源を活用して地域を元気にする取組を支援し、ネットワーク化および広域展開を促進することで、多彩な文化プログラムの展開および発信力のある新たなアートプロジェクトへの発展を目指す。(ネットワーク化委託3件程度総額6,000千円、活動振興補助10件程度総額8,000千円)	協働することによって、関係団体の様々な意見を聞くことができた。また、多様な団体等の連携・交流が促進された。	協働のパートナーとのコミュニケーションを充実するため、メールだけでなく、直接会って情報や意見を交換する打合せ、事業推進会議、広報企画会議、成果発表会などを実施し、顔が見える関係を構築している。	打合せや会議等を開催しているが、行政主導の感は否めず、自主的に会議等を運営するまでには至っていない。	打合せや会議等の開催回数を増やし、役割を明確にする。
文化振興課	H27	近江文化発見・発信事業	司馬遼太郎氏が没後20年を迎えることを記念し、司馬氏の足跡しのぶとともに、滋賀の魅力を県内外に発信するため、「街道をゆく」を軸としたシンポジウムを司馬遼太郎記念財団の全面協力により平成28年4月に開催した。	各方面に事業が周知された。	円滑なコミュニケーションを図るため、メールだけでなく、直接対話の機会(打合せ、会議等)を増やすよう努力した。	団体数が多いため、なかなか直接対話の機会が持てない。また団体間に温度差が見られるため、調整にも時間を要する。	頻繁に連絡を取り合うことで連携を密にし、役割分担を明確にする。
近代美術館	H26	美術館地域連携プログラム事業	新たな美術館が地域との結びつきを深め、「美の滋賀」の拠点としての機能を果たすことができるよう、学芸員等が県内各地に出向き、トークやワークショップ等を行う。	実施した各地域への、きめ細かで有効な情報提供が可能となったと感じた。要請のあった団体の方から、終了後に事業の達成や満足感、自分たちが努力して出来たという協働ならではの安堵した光景が見られたことが印象的だった。	あらかじめ、事業内容が分かり易く詳しい広報資料を準備した。事業応募しやすいように、相手側に負担のかからない計画内容にした。出来るだけ必要経費を主催者側が負担することを明記した。事業そのものが通常では行わない内容で、千載一遇の機会であることを広報段階でアピールした。紹介する作家や美術品を厳選し、地域の方々に関心を持ってもらえるように工夫した。	地域からの要請団体には、当然ながら事業への取り組み意識やこだわりへの関心度など温度差があったように感じられた。	申込みのあった各団体との協議や説明内容について、行き違いの無いよう進めるよう心掛けた。
近代美術館	H13	滋賀県立近代美術館サポーター	展示作品解説や美術館業務の補助(閉館日以外の毎日)、ワークショップ(おおむね月1回)のスタッフなどきめ細かい来館者への対応や草の根的な広報活動を行う。	・サポーターという立場上、イベント参加者の目線に立つことが容易で、企画段階から意見を取り入れることができた。 ・スタッフの数が多くなるだけでなく、人生経験豊富な年長者の立場で来館者等に関わることができるので、事業の内容に柔軟性が生まれた。	・サポーターとの打合せだけでなく、来館者等からのアンケートを重視し、事業に反映するよう心掛けている。 ・サポーターの負担が軽くなるよう、イベント事業の手順をパッケージ化して、容易に実施できるように努めている。	・ボランティアという立場上、時間的にスタッフを拘束することが難しいので、事業(特にアウトリーチ等)の日程によってはスタッフの確保が難しい。	・サポーターの負担を減らせるように、極力対応するよう心掛けている。 ・サポーターと職員との意思疎通に努めている。

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たった工夫	事業の課題	課題・問題への対応
南部環境事務所	H21	こなん水環境フォーラム	県南部地域で環境に関わる活動をしているNPOなどの様々な団体による活動発表・交流の場として、年1回フォーラムを開催。平成29年3月5日(日)に、草津市で「第8回こなん水環境フォーラム」を実施。	企画において様々なアイデアがあったこと、協議会のメンバーの声掛けで多くの来場者が期待できることなどがメリットと感じている。	年度当初から1、2か月毎の会議開催や頻繁に電話・メール・Faxでの連絡調整を行うなど、相互理解を深めながら連携してよりよいフォーラムとなるよう努めた。	会議毎に出席することができない協議会メンバーがいたため、フォーラムに対する思いや理解度に差が出てきてしまうことが課題であった。また、できるだけ意思疎通を図るためもう少し会議回数を増やすことも考えたが、会議準備等の県負担が大きいため、メール等のやり取りで補った。	今後も継続するにあたっては、県と協働の相手方との役割分担、また同様の環境イベントがほかにも行われているため、フォーラムの独自性の発揮、協議会の主体的活動の継続が課題であり、今後検討が必要であると考えている。
南部環境事務所	S55	環境保全研修会(滋賀県環境保全協会)	事業者による公害発生の未然防止とともに自主的な環境保全活動のための情報の習得を図るために公益社団法人滋賀県環境保全協会と協働で以下の研修会を実施。 平成28年度 南部地域環境保全研修会実施	協働のパートナーの持っている研修事業に係るノウハウを活用できる。協働のパートナーが研修受講者の希望を把握することによって研修事業内容に事業者の希望が取り入れられる研修が実施できる。	企画段階から事前打合せ等の協議を行い、研修事業がより実務的にかつ円滑に進むように努めた。		
南部環境事務所	S55	環境保全研修会(湖南・甲賀環境協会)	事業者による公害発生の未然防止とともに自主的な環境保全活動のための情報の習得を図るために湖南・甲賀環境協会と協働で以下の研修会を実施。 平成28年度 ・環境担当者研修会:2回実施 ・水質事故被害拡大防止訓練:座学・通報訓練および実務訓練 ・地区別情報交換会:4回(4市別)実施	協働のパートナーの持っている研修事業に係るノウハウや知識を持った人材を活用できる。協働のパートナーが研修受講者の希望を把握することによって研修事業内容に事業者の希望が取り入れられる研修が実施できる。また、水質事故の発生時に迅速な対応が可能となり、地域の良好な水環境の保全に役立つ。	企画段階から事前打合せ等の協議を行い、研修事業がより実務的にかつ円滑に進むように努めた。	水質事故被害拡大防止訓練は、屋外研修もあるため実施場所の選定や関係者が多いことなど準備に時間を要した。	事前準備には、地域の実状を把握している市の協力を得ながら実施した。
南部環境事務所	H18	南部地域不法投棄防止パトロール隊の設置	不法投棄の未然防止や早期発見のため、地元自治会で結成された地域のパトロール隊と連携し、不法投棄監視パトロールを実施。(1団体)	定期的なパトロールの実施回数が増えるため、不法投棄の未然防止効果が期待される。地域住民によるパトロールを実施することにより、行政だけでは目の届かない不法投棄の早期発見につながる。	パトロール隊が不法投棄事案を発見した場合の報告様式を作成。現地で確認していただく情報をあらかじめ共有している。	夜間やパトロール隊の活動時間以外に不法投棄が行われた時には、行為者の特定が困難である。	自治会の協力を得て、区域内に監視カメラの設置。パトロール隊の活動時間外についても監視を行えるようにした。
甲賀環境事務所	H25	環境研修会(湖南・甲賀環境協会)	環境法令の趣旨、工場立入検査の結果等を踏まえた具体例による実務に即した研修を行い、環境担当者の法への理解を深め、地域全体の環境保全のレベルアップを図る ・環境研修会2回	協働パートナーの持つ研修ノウハウ、企業ニーズが活用でき、また、より多くの企業に参加を呼び掛けることが出来る。	事前に緊密に打合せを行い、ニーズに応じた研修テーマを選定した。		
甲賀環境事務所	S55	環境研修会(滋賀県環境保全協会)	環境法令の趣旨、工場立入検査の結果等を踏まえた具体例による実務に即した研修を行い、環境担当者の法への理解を深め、地域全体の環境保全のレベルアップを図る ・地域環境保全研修会1回	協働パートナーの持つ研修ノウハウ、企業ニーズが活用でき、また、より多くの企業に参加を呼び掛けることが出来る。	事前に緊密に打合せを行い、ニーズに応じた研修テーマを選定した。		
甲賀環境事務所	H21	水質事故被害拡大防止訓練	事業場において、油漏洩事故が発生し敷地外に流出したことを想定して、事業場敷地内および流出先の水路・河川において被害を最小限に食い止めるための対応について、管内の企業および県・市関係行政機関等が合同で訓練を実施 ・水質事故被害拡大防止訓練座学研修 ・水質事故被害拡大防止訓練実務訓練	単なる合同訓練ではなく、企画段階から訓練のシナリオ作成や実施内容の検討を協働で実施することにより、双方の実情を踏まえたより実践的な訓練となり、実際の事故発生時の対応に役立つ内容となる。	事前に事業者団体と緊密に打合せを行い、それぞれの役割分担や連携方法について確認を行った。併せて、実地訓練に先立って訓練参加予定者を対象にした研修会を行い、対応方法や関係する法令等の理解を深めた。		
甲賀環境事務所	H14	不法投棄の撲滅を目指す地域連携パトロール隊	地域や事業所で組織された地域連携パトロール隊と連携して、不法投棄の早期発見、早期対応に努める ・20団体	行政だけでは目の届かない、きめ細かい監視体制を作り、不法投棄の未然防止、早期発見につながる。	パトロール隊員との研修会開催時等における意見交換の場の設定。 (身近な不法投棄箇所の把握や行為者特定につながる情報入手)		
東近江環境事務所	H22	地域環境保全研修会	事業者による公害発生の未然防止と自主的な環境管理の推進を図ることを目的に、公益社団法人滋賀県環境保全協会と協働で研修会を実施する。(1回/年)	・協働することで、広く管内の事業者(県が対象とする事業者、公益社団法人環境保全協会の会員および会員外)に対して研修会の案内・実施ができた。 ・行政としての周知や啓発、事業者の必要としている情報や環境関連情報など、環境保全に役立つ情報やニーズを踏まえた情報の提供ができた。	研修会の内容については、法令遵守に係る情報等、事業者の環境管理業務に役立つ内容となるように相談しながら決定している。		

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たった工夫	事業の課題	課題・問題への対応
湖東環境事務所	H16	地域における河川流域単位での環境保全活動	マザーレイク21計画のもと、湖東地域における河川流域での取り組みとして、環境ボランティア団体等の連携および住民意識の高揚を図るため、環境シンポジウムの企画・開催をはじめ啓発や活動団体交流のための取り組みを行った。 (湖東地域環境シンポジウム、自然観察会、交流会の開催、湖東の生き物調査の実施、水環境調査の実施、情報交流誌の発行)	協働相手の環境フォーラム湖東の会員団体をはじめ、地域団体等と連携することで自然観察会等の啓発事業を効果的に実施することができた。	大学生をはじめ、多くの地域住民へのPR、他団体との交流のきっかけとなることを期待して、昨年度に引き続き、県立大学の学園祭でシンポジウムを開催した。	活動メンバーの高齢化により、今後の取り組みの継承をどう担っていくかが課題となった。	引き続き交流会の実施等により、若い世代とのつながりを広げ、今後の取り組みにつなげていきたい。
琵琶湖環境科学研究中心	H26	多様な主体の協働による在来魚保全・再生活動の進行管理	家棟川流域を対象として、住民・行政・専門家連携による水・生物調査の実施とそれに基づく環境保全の方策検討等を行う。	調査・分析した成果に基づき、ビワマスの遡上・産卵・生育環境の改善に向けた具体的な施策を実施することができた。	・自分が知っていることなど極めて限られており、他者に学ぼうとする気持ちを持つこと(行政も、市民も、専門家も)。 ・多様な主体をつなぐコーディネーターが必要、琵琶湖センターの異動のない職員が現場で長年かけて信頼関係を築いてきたことがキーであった。	県環境部局の発案により始まったことであり、当初は他部局や市の理解を得るのが難しいという課題があったが、成果が出るにつれて協力が得られるようになり、現在はよい協働体制が構築されている。	
琵琶湖博物館	H17	環境学習センター事業	環境学習のプログラムを実践してくれる方を登録して、環境学習に関する相談があった場合、コーディネートして紹介している。	協働が前提の事業。地域の協力者がいないとコーディネートは機能しない。	協働の相手方が実施するプログラム内容等を実際に確認したうえで協力を呼びかける。	依頼者のニーズに合わせて協力者を的確に紹介し、コーディネートすること。	協力者の現場確認、活動取材等による通常のネットワーク維持拡大を継続して行う。
循環社会推進課	H18	地域協働原状回復事業	地域住民のバトロール隊等によって発見された、行為者不明等により放置されている廃棄物で、不法投棄の誘発や地域の景観に支障があるなどの理由により、地域住民からの撤去要望があったものについて、地域住民自らが集積・積込等を行い、その撤去および処分を要した経費を県が負担し原状回復することで、地域の景観を保全するとともに、地域の不法投棄防止意識の醸成や地域でのバトロール活動などの推進を図る。	・放置されていた産業廃棄物が撤去され、現状が回復された。 ・地域の不法投棄防止意識の醸成や地域でのバトロール活動の推進が期待できる。	・市町やパートナーとの十分なコミュニケーションを図ること。	・不法投棄されていた廃棄物を撤去することに労力を払わなければならないことから、地域がまとまって協働事業に参加する意識もっていただくこと。 ・原状回復した後に、パートナーが地域の景観の保全に対する意識や活動を継続すること。	・不法投棄されないような地域づくりのために、県は不法投棄監視パトロールを継続し、また、不法投棄防止看板や監視カメラの設置等を働きかけた。 ・原状回復事業(廃棄物の撤去)に主眼が置かれがちであるが、その後の保全活動を合わせて促すことが必要である。
循環社会推進課	S46	環境保全県民活動支援事業(環境美化運動)	琵琶湖をはじめとする湖国のすぐれた自然環境を保全し、かつ積極的に環境美化を図ることを目的として、県民、事業者等が一体となった環境美化運動を推進する。	県内の環境美化を推進するとともに、琵琶湖をはじめとする湖国のすぐれた自然環境をみなが守ろうとする意識を高めることができる。	京都府や大阪府といった下流域の方々にも呼びかけを行った。	当課で実施しているボイ捨てごみに関するアンケート調査の中の、「ボイ捨て防止に関する活動に参加しない」という設問で「参加したことがある」と回答した割合が20代を中心とした若年層で低くなっている。	若年層の環境美化活動への参加促進のため、大学のボランティア担当課へ「環境美化の日」を基準日として実施される環境美化活動の案内を送付し、学内への周知をお願いした。
循環社会推進課	H21	買い物ごみ・食品ロス削減推進事業	事業者、県民団体、行政が連携・協力して、買い物に伴って生じるごみの減量や資源化を推進するため、買い物ごみ削減に関する情報交換や取組の検討を行っている。また、店頭にて来店者に啓発チラシ等を配布して、マイバッグの携帯やグリーン購入を呼びかける「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施する。	事業者、団体および行政が協力して、事業者の店舗で店頭啓発を行ったことにより、買い物に来られた県民に対して、直接、買い物ごみの削減やグリーン購入の推進を訴えることができた。	事業者が、実施する取組を選択できることとしており、取組への参加の関口を広げている。	事業者ごとの業態の違いから、取組によっては実施が困難な事業者が存在する。 取組の拡大を図るために、より一層協働のパートナーを増やすことが必要である。	事業者の取組を促進するため、県HPで事業者の独自取組を紹介した。 県内小売店等に対して、「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」への参画を働きかけた。
循環社会推進課	H12	環境保全県民活動支援事業(淡海エコボスター事業)	公共的場所の美化および保全のため、県民、事業者等が当該場所を愛情と責任を持ってボランティアで美化清掃する制度で、環境美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県民等と県が一体となった地域活動を推進することを目的とする。要件を満たす場合は、活動中の傷害保険および賠償責任保険を県で一括加入(負担)する。	各実施主体による環境美化への意識を高められたとともに県単独では十分に対応できない地域の環境美化が進んだ。	淡海エコボスター通信を発行し、活動団体を紹介することで活動団体の意欲を高められるよう努めている。	高齢化や事業所の統廃合等により実施団体数が減少傾向にある。	より多くの団体に参画いただけるように、包括的連携協定の意見交換の場やびわ湖環境ビジネスメッセ、環境美化のポスター・標語の展示会場等の環境関係のイベントが実施される場で、パンフレット等を活用し、制度の周知に努めた。
自然環境保全課	H25	しが生物多様性大賞	滋賀県と滋賀経済同友会の共催により、企業、NPO、地域等による優れた活動(生物多様性に関するものに限る)を表彰する。	県としてはゼロ予算で実施可能。その他の通常業務では関係が薄い経済界との交流の窓口となる。	コミュニケーションをこまめに取り、協働のパートナーの主張をよく聞く。	日程調整に時間を要する。 実施方法について、十分にすりあわせが必要。	出来るだけ早いタイミングで事業の方針等の協議を行い、情報共有と意思統一を図る必要がある。
自然環境保全課	H19	ネイチャーサポート滋賀	ボランティア団体「ネイチャーサポート滋賀」と滋賀県自然環境保全課が連携して、滋賀県が管理する自然公園施設の修繕等を実施する。	県はボランティア団体「ネイチャーサポート滋賀」に修繕材料を提供することで、県が管理する自然公園施設等の修繕等が可能となる。	ボランティア活動で対応可能な修繕内容および修繕場所等であるかについて意思疎通を行う。	互いが考えている課題が異なる場合があり、共有する必要がある。	連絡を密に取りながら、事業を遂行する必要がある。
自然環境保全課	H19	外来生物防除対策事業	外来水生植物をはじめとする侵略的外来生物の防除や普及・啓発に関するさまざまな活動を多様な主体との協働により実施する。	協働主体の任意団体は専門家を含むものもあり、そこでの協力なしには、有効な外来水生植物対策は不可能であったと考えられる。	顔の見える関係を維持するための、県側の継続的な参加。		得られた情報の共有や発信などを行う必要がある。

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たった工夫	事業の課題	課題・問題への対応
森林政策課	H22	「協働の森づくりの啓発」琵琶湖森林づくりサポート事業	県内の先進的な森づくり活動団体の森林整備技術・運営方法を学ぶ現地交流会の開催を通じて、県内の森づくり団体の活動をサポートするとともに、琵琶湖・淀川流域に向けて上下流連携の取組み、さらに企業等多様な主体による森づくり活動の促進や新たな参画の機会の創出等をサポートする。	パートナーのネットワークにより、地域のNPOや団体と連携して事業を実施できた。	事業の企画段階からパートナーと協議し、事業(予算)化した。		
森林政策課	H16	企業の森づくり支援事業	企業の社会・環境貢献活動として行われる森づくり活動を推進するため、企業と森林所有者とのコーディネート、活動支援、普及啓発活動を行う。	企業の支援により各地域の森林整備が推進できた。また企業の主体的な取組みが行われるようになってきた。	制度の広報や活動実績のPRを行う。市町・森林組合・地域コーディネーター等の協力、支援が得られるように取り組む。	企業の活動にあたっての要望と地元市町・森林組合・地域コーディネーター等によるギャップがある。また、企業間でも制度に関する考え方や取組みにギャップがあるため、各主体のニーズに応じたきめ細やかな対応が必要。	丁寧に時間をかけて関係者で合意できるまで協議する。市町・森林組合・地域コーディネーター等の協力支援を得る。また、協定締結後のフォローアップとして、企業等が抱えている課題等をしつかりと把握するとともに、課題解決に向けて取り組む。
森林政策課	H21	山の匠実演会・森づくり実践講座	山側から県民に向け環境と森づくりについて発信するため、「山の匠実演会」を協働して実施する。また、滋賀の森づくりに技術を持って携わりたいと考える県民や、森づくりに対する意欲が低下している森林所有者に対して、技術研修・森林の管理運営についての講座を実施する。	実演会では、協働するパートナーに林業技術を披露してもらい、県民等に森林・林業に興味を持っていただき、その大切さや素晴らしさを体感してもらうことができた。また実践講座では、森林境界の明確化や獣害対策など、森林・林業における喫緊の課題について、県民の皆様と一緒に考えてもらえる良い機会となった。	企画段階から積極的に関わっていたが、密に連絡調整することにより、パートナーによる主体的な運営により、効果的に事業を実施することができた。	研修においては、林業関係者は大半が男性の高齢者であることから、若者や女性に参画してもらえるような工夫が必要である。	森林所有者等の意欲向上と、若者や女性の参画につながる、魅力ある研修会等を企画・検討していく必要がある。また、パートナーである林業研究グループに、若者や女性が加入してもらえるような働きかけも必要である。
森林政策課	H27	木育活動支援	県産材の利用を推進するため、企業が取り組む「木育」の取組についてアドバイスを行うとともに、「木育」を推進しているNPOと企業をコーディネートすることにより、「木育」の推進を図る。	これまでも木育を推進してきたNPOと協働することにより、多くの情報を得ることができ、県としての木育に対する取組の幅が広がった。また、企業自らが取り組む木育の事例を広く示すことができたことから、今後、企業の木育に対する取組の拡大が期待される。	企画段階から企業等と調整を行うことにより、県産材の利用につながった。また、県が取組についてのPRを行うことにより新聞に掲載されるなど、普及啓発につながっている。	県産材について、資材の確保に納期を要すること、価格が通常の木材と比べて高いことなど、利用に対するハードルがいくつもあり、企業との調整に時間を要した。	県産材が容易に入手できる体制づくりを行っていく必要がある。また、県産材の良さを広く普及啓発できるバックデータを整理する必要がある。
湖北森林整備事務所	H23	びわ湖森づくり活動	官民協働による県有林の整備、保全活動を行う。	協働を通じて自らの管理している森林の将来の目指すべき姿やそのための管理方法について、改めて考えることができた。また、協働で活動する貴重な機会となり、世代の異なる方の貴重なお話しも行うことができて有意義な活動であった。生物多様性条約事務局が参加を呼びかけている「グリーンウェイブ」への参加登録について、パートナーから提案があり、本活動を登録した。活動に対する新たな意味づけや情報発信の機会が広がった。	お互いの事業に対する思いを十分に確認し合い、ともに成長するという視点を持って活動すること。	倒木等の恐れがある枯木の処理等、現地での森づくり活動を行う上で必要となる、事前の安全確保のための危険を伴う作業の実施。	危険を伴う作業については、作業が可能な専門の方に別途お願いした。
琵琶湖政策課	H27	つながり再生プロジェクト	平成25、26年度に実施した「取り戻せ！つながり再生モデル構築事業」において、県と地元関係者が策定した「水環境と人とのつながり再生」に向けた計画を実践する事業。	一般の方、特に地域住民の方に取り組みを広く知っていただく機会が増えること。	決して考え方、方法を押し付けないこと。一緒に考えること、できることから始めることが重要。	特に家棟川の場合、構成メンバーが多岐にわたり、意思の疎通を図る機会が限られること。	どのように解決を図るべきか、今後検討が必要です。
琵琶湖政策課	H20	外来魚駆除協力事業	外来魚の駆除をより多くの人と協働して進めるため、企業や団体等が釣り大会を自主開催する「外来魚釣り上げ隊」を引き続き募集する。H28参加者数46団体(3,456名)、回収量654.3kg	県外の企業や団体等の参加数が増え、県外の輪が徐々に広がっている。県外の企業や団体等の参加数が増えることで、琵琶湖の生態系の現状を知ってもらい、環境問題への意識の啓発とノーリリース(再放流禁止)の周知が広がる。	企画、運営しやすい環境づくりとして、釣り竿の貸出しの他に必要に応じて釣り指導等を行うなどの支援を行っている。	春先から秋口までのレジャーシーズンに「外来魚釣り上げ隊」の参加申し込みが集中するため、貸出しを行う釣り竿のメンテナンスに時間と労力を要し、苦労している。	
琵琶湖政策課	H23	魚たちのにぎわいを協働で復活させるプロジェクト	琵琶湖の生態系のバランスを是正し、本来の在来魚介類のにぎわいを復活させることを目的に、行政、事業者の枠を超えたプロジェクトチームを結成し、琵琶湖の現状について共通理解を図り、課題解決に向けた検討を行う。	現場(琵琶湖)の状況が、より多角的に把握できること。	組織としての意見よりも個人的な率直な考えを尊重する。	行政担当者が異動により変わっていく中での共通認識の継続共有。	プロジェクトの経過や課題をわかりやすくまとめておく必要がある。

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たった工夫	事業の課題	課題・問題への対応
琵琶湖政策課	H21	湖底清掃活動	(公財)日本釣振興会、滋賀県、関係市の連携により湖底清掃を実施。ダイバーの協力により湖底ゴミや浮上ゴミを引き上げ、釣り人や市民ボランティアが回収したゴミの搬送を行う。 <H22>長浜、大津<H23>彦根<H24>彦根<H25>長浜<H26>彦根<H27>彦根<H28>彦根(雨天中止)<H29>長浜(予定)	県では容易に準備できないダイバーの手配、ボランティアの募集、更衣室の借用、船の手配などをパートナーが担っており、それぞれの持つ資源を出し合うことによって、事業が成立している。	それぞれができることをやるのが大事	それぞれの意見が異なる場合があり、調整に苦勞する。	ねばり強く調整を行うことが必要となる。
琵琶湖政策課	H24	水草資源循環促進事業	琵琶湖で刈り取った水草の農地での有効利用を進めるため、実証試験を実施する。(水草たい肥を県民モニターに配布:H24年度2回、H25年度3回、H26年度1回、H27年度1回、協力農家:水田、畑、その他家庭菜園等に利用)	協働することにより県民の方々の様々な意見をきくことができた。また、県民の皆様も水草たい肥を利用することによって、資源循環の効果と環境に対して考察するきっかけを提供することができた。	水草たい肥の配布時に多くの県民モニターの方々とお話しすることにより、情報を得る機会を増やした。	水草たい肥の配布を2回(夏、冬)実施したが、はい肥配布について、随時対応できることが課題である。	なるべく多くの希望者に配布できるように、たい肥の配布回数や時期を検討する。
琵琶湖保全再生課	H23	「びわ湖の日」活動推進事業	毎年7月1日の「びわ湖の日」の発信にあたって、大学や民間企業などとの協働による普及啓発活動を行っている。	大学(学生)との協働を通じて、若い世代の柔軟な発想によるアイデアがポスター制作に活かされたほか、企業との協働では、県民生活に身近なコンビニや大型商業施設で、びわ湖ゆかりの商品を販売していただくなど、「食」を通じた琵琶湖の魅力発信を行うことができた。また、立命館大学や東山中学校など、これまでにはないチャンネルで琵琶湖についての発信ができた。	行政側だけのネットや手法、理屈に固執することなく、互いの特長を活かし、最大限の効果が得られるよう努めることが重要。そのためには、連携を取り組めることについてのアイデアを積極的に県から提示し、現場に出向いて、丁寧に対話を進めることで、信頼関係を醸成することが大切。	企業との連携を進めるにあたり、「スピード感をもった判断」をすることに苦勞した。行政組織では、決定のプロセスに時間がかかると、企業側からは即断即決が求められるため、その調整が課題としてある。	ゼロ予算事業で進めることができる事業が多いので、できる限り前年度から準備を進めることで対応している。
琵琶湖保全再生課	H17	幼児の自然体験型環境学習の推進	幼児期における自然体験学習の推進のため、保育所や幼稚園の指導者を担当し、幼児の自然体験学習についての実践型学習会を開催し、指導者の育成とプログラムの開発を図る。平成28年度は5回の開催で、27園43名の指導者の参加を得た。	保育と環境の両面において高い専門性を有する団体および保育園・幼稚園との協力体制のもと実施することによって、実践的で質の高い学習会の開催ができています。行政職員による講義や、公共施設等での開催では、同じ質の学習会は困難と思われる。	問題意識は各当事者に共通であるが、それぞれに特有の制約や限界があるため、その点について事前に相互理解を進めておくことが大切	保育現場の人手不足が深刻化する中、「参加したいが参加できない(その余裕がない)」との声への対応に苦慮した。	研修の終了時間の明確化など、参加しやすい環境づくりに努めた。
琵琶湖保全再生課	H23	マザーレイクフォーラム推進事業	多様な主体が琵琶湖を守るといふ思いと課題を共有し、団体・地域・分野を超えたつながりを育むとともに、マザーレイク21計画の進行管理および評価・提言を行う場となるマザーレイクフォーラムを推進する。	NPOや研究者の視点など、様々な立場の者が参画することにより内容に深みが出る。また自分たちの作り上げた事業としての認識がされること。	県が主導的立場にならず、一歩引いて民間や研究者からの意見を最大限尊重するようにしていること。またワーキンググループを設けて業務を分散して実施していること。	集まる回数も限られており、意志決定までに相当な時間がかかってしまうこと。また、各種連絡や資料作り、広報など、事務的作業を分担し進行管理していくこと。	各会合の際には進行管理上最低限度達すべき項目を示し全体としての意思決定をすようにしたこと。また課題に対するワーキンググループを設け、細部の検討はワーキングで担い、ネットワークを軽くして対応したこと。
健康福祉政策課	H17	くらし支え合いNPO・地域活動支援事業	高齢者や子ども、障害者などだれもが共に支え合う地域の拠点づくりを推進するため、アドバイザー出張相談やコーディネーター研修などを行う。	パートナーが持つネットワークやノウハウを活かして、地域による特色を持った、先駆的な取り組みをテーマとした講座を開催できた。	企画会議の中では、当該事業に関することだけに留まらず、企画メンバーが抱えている課題など多様な情報交換を行った。	・パートナーとの場所が離れているので、情報メールや電話でのやり取りが中心となり、意思疎通を密にすることが難しい。	・県側からも積極的に連絡を取ること、事業目的や課題を共有できるようにしていきたい。
健康福祉政策課	H25	滋賀県車いす利用者等用駐車場利用証制度	障害のある人や高齢者、妊産婦、けが人等の移動に配慮が必要な方を対象に、車いす駐車場等の利用証を交付し、当該駐車区画の適正な利用を図る標記制度に基づき、企業等が管理する駐車場に「車いす優先区画」「思いやり区画」の設置をよびかけている。	企業等の協力を得ることで、「車いす優先区画」「思いやり区画」の対象となる駐車区画を増やし、制度の普及・定着をはかることができる。	広報誌「ぬくもりのまち20号」で、実際に「思いやり区画」を設置している施設について、設置者の声を紹介している。	利用証の発行数は伸びているものの、対象区画数が伸び悩んでいる状況である。	「ぬくもりのまち」などの広報媒体で呼びかけるだけでなく、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり推進会議」などのネットワークを活用し、企業に直接呼びかけていくなど、積極的に働きかける必要がある。
南部健康福祉事務所	H20	コロナにこころに障害者歯科保健事業	障害者通所事業所利用者の口腔状況を改善するため、歯科健診・歯科保健指導等を実施する。	県の事業として実施していた時に比べ、事業所職員・利用者・その家族が、自らの課題として口腔状況の改善に取り組むようになった。	「障害者の歯・口の健康づくりはコロナで！」を合言葉として、関係団体、障害者通所事業所等の理解を得るよう努めた。	県事業で実施していた時に比べ、財源を確保するのが困難であったため、物資資材による利益や福祉関係団体からの助成金に頼らざるをえなくなり、財政的に不安定であった。	県事業として、県内のすべての障害者通所事業所を対象とした「障害者(児)歯科保健医療推進事業(歯科健診・個別歯科保健指導)」が開始されたことに伴い、集団歯科保健指導を除く事業については、同事業に参加することとなった。

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たっての工夫	事業の課題	課題・問題への対応
南部健康福祉事務所	H27	食の安全・安心に関する意見交換会	「肉の生食について考える」をテーマに、消費者(管内高校生)および食品関係事業者との情報共有および相互理解を図るための取組みとして、意見交換会を開催する。(1回/年)	参加した高校生には、肉の生食のリスクについて認識してもらうことができ、またこれら参加者から知人に情報が伝播されることを期待した。	高校生と食品関係事業者および行政職員とは年齢(年代)も異なるため、気楽に話ができるよう、三者混合の小グループを作って、少人数で話しやすい環境を設定した。	高校生と食品関係事業者および行政職員は、授業や業務の関係上、開催時期や開催時間、連絡調整に苦労した。	実施した意見交換会については、意見交換会の対象とした高校と草津保健所の定例行事とすることができれば、連絡調整等円滑に物事が進められると思われる。
湖北健康福祉事務所	H24	ピンクリボン長浜2017	乳がんの啓発、検診の受診勧奨および早期発見を促進することを目的として、ピンク色で長浜城をライトアップ、専門医の講演、検診啓発の音楽ステージの実施実施回数1回	ご当地アイドルやダンススタジオメンバーの参加で多くの来場者があった。それぞれの団体等が有する専門性が発揮できた。	団体等とともに地域の課題を解決に導くという意識に努めた		
湖北健康福祉事務所	H24	医療福祉を推進する湖北地域協議会	高齢化の一層の進展にともなって、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりが必要となっている。このため、地域の医療福祉関係者および住民が協働して湖北圏域医療福祉ビジョン(平成24年3月策定)の具体化に向けた事業展開を行い、地域の実情に応じた医療福祉提供体制の構築をめざす。	各関係機関・団体の取組みについて情報共有ができる。その上立って、それぞれが何をすべきか、できるか等の気づきのきっかけとなっている。	協働する全ての関係機関・団体が出席する会議を年間2回程度開催し、事業計画、実施結果を報告するとともに各々の取組みの情報共有や地域の現状・課題等の情報提供を行っている。	構成団体が、医療関係団体から住民まで多様なため、意見交換のテーマ選定等が難しい。	出来るだけ住民等が参加しやすい話題を提供するなど、工夫をしている。
湖北健康福祉事務所	H25	食の安全安心に関する意見交換会	「食の安全に関する話題(未定)」をテーマとして、消費者(地元学生を対象)および生産者・事業者との情報共有および相互理解を図るための取組みとして意見交換会	「お肉の生(なま)食って安全なの!？」をテーマとして、消費者(地元学生を対象)および生産者・事業者との情報共有および相互理解を図れた。	普段から双方の求めている(必要とする・興味のある)情報を交換する場を設けられると、より、効果的な意見交換会になると思われる。	三者間での開催日時の設定調整が困難。	消費者(地元学生を対象)・生産者・事業者との情報共有および相互理解が進み、正しい食の知識を得てもらう場としても有意義であるが、行政側の都合により年1回の開催にとどまっている。このような意見交換会の場を多く開催することは食の安全安心の意識の醸成につながると考える。
湖北健康福祉事務所	H24	第40回湖北口腔保健フェスティバル	地域住民の口腔衛生の向上と健康を増進するため、歯科検診、ブラッシング指導、フッ素塗布、フッ素入歯磨剤の紹介、歯にいいおやつ等の展示、禁煙啓発、薬の一包化体験等実施回数1回	継続した開催により多くの来場者があった。それぞれの団体が有する専門性を発揮し、口腔衛生の重要性が啓発できた	県民に内容が浸透できかつ県民と団体との距離感が縮むよう、協働のパートナーと面談による十分な打合せを実施した		
湖北健康福祉事務所	H24	長浜米原地域医療支援センター	在宅を中心とした医療提供体制を多職種連携により推進し、住民が地域で安心した療養生活をおくれることを目的とした地域の拠点施設を設置。	在宅療養に関わる関係機関・団体の連携、協働により医療提供体制が構築され、地域の在宅療養の推進が図られる。(図られた。)	協働する全ての関係機関・団体が出席する会議を年間2回程度開催し、事業計画、実施結果を報告するとともに運営全般に係る意見交換を行っている。		
平和祈念館	H24	平和を祈念する日事業	8月13日～15日にかけて平和を祈念する日事業「戦後70年を過ぎても・・・」として、ボランティアによる戦時食提供や寸劇・紙芝居などの催しを開催。	当館で活動することが、ボランティア自身の興味や理解を深める上で役に立ち、かつその自主活動が当館の活動の幅を広げられるようになる。	ボランティアの参加可能な日程作り配慮し、必要経費の負担も行う。		
平和祈念館	H24	開館記念周年事業	毎年、3月の開館記念日に合わせて、周年事業を実施している。その中で、ボランティアによる戦時食提供や寸劇・紙芝居などの催しを開催。	当館で活動することが、ボランティア自身の興味や理解を深める上で役に立ち、かつその自主活動が当館の活動の幅を広げられるようになる。	ボランティアの参加可能な日程作り配慮し、必要経費の負担も行う。		
障害福祉課	H21	難病のつどい	難病患者は、医療や就労、結婚、就学、介護等日常生活を送る上で様々な困難な実態がある。難病患者が社会の一員として尊敬をもって生きるためには、患者自身が自分の病気を正しく知り、周囲に伝えることにより理解を得ていくことが重要である。共に生きる社会をめざして、難病についての社会の理解を深める普及啓発を目的として実施する。	当事者団体と共催することで、当事者の意見を最大限反映した内容を企画でき、情報を必要とする当事者への情報提供がスムーズに行える。	お互いの事業に対する思いを十分に確認し合い、それぞれが得意なこと・できることを生かしながら取り組むようにすること。	体調や開催場所・時間・支援等配慮が必要であり、個々に応じた対応が求められた。	事前に対応が必要な配慮についてはできる限り準備を行い、それ以外にも想定される場合(体調不良により別室での休憩が必要等)に備えて準備が必要がある。
近江学園	H28	おとな子どもみんなで楽しめる交流の場づくり「ふれあい広場」事業	毎年近江学園を会場として開催されている「ふれあい広場」は、近江学園をはじめとして近隣施設や学校関係者、子ども会や地域の人たちがボランティアで開催しており、障害のある人たちと地域の人たちの交流の場ともなっているが、来年度近江学園創立70年を機にさらに充実した取組みとする。	地域団体や地域住民との日常的協力関係が深まった。また、福祉施設が地域住民にとって身近な存在となった。	地域住民との日常的な交流や協働作業をどうすすめるか。		各団体とも同じ人が長期にわたり担当しており、スムーズな協力関係ができていない反面、マンネリ化している感もある。また、地域住民の参加者が依然と比べて減っている。

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たった工夫	事業の課題	課題・問題への対応
近江学園	H28	みんなの笑顔輝く憩いとふれあいの施設づくり事業	現在ほとんど活用されていない近江学園内の農場を、まちづくり協議会を中心に地域の人たちと一緒に整備し、日常的に学園児童や地域の人たちが憩いふれあうことのできるスペースとしてリニューアルし活用する。	まちづくり協議会のボランティアによって農場の草刈りを行い、地域の人たちと共にさつまいもの収穫体験を実施した。	今年度も昨年度同様の活動を計画しているが、もっと地域住民が主体的に参加できる工夫が必要。		今後の施設全体の整備計画と併せて検討する必要があり、計画や実施にあたり専門家のスーパーバイズが必要であると考えている。
医療福祉推進課	H26	高齢者の安心・安全の確保	包括的連携協定に基づき、高齢者に対する地域での見守り活動の実施について、覚書を締結。	協働することにより、パートナーが持つ広大なネットワークを活用した高齢者の見守り活動や認知症の啓発につなげることが期待できる。	パートナーに過大な負担がかからないよう、実績のカウントや報告については不要とした。	市町や県警との合意形成については時日を要する。全従業員への周知徹底に向けて、細やかな、継続した従業員への啓発が必要。	覚書に基づいた見守り活動の実施のために、定期的なフォローアップが必要。
医療福祉推進課	H27	高齢者の安心・安全の確保	高齢者に対する地域での見守り活動の実施について、覚書を締結。	協働することにより、パートナーが持つ広大なネットワークを活用した高齢者の見守り活動や認知症の啓発につなげることが期待できる。	パートナーに過大な負担がかからないよう、実績のカウントや報告については不要とした。	市町や県警との合意形成に時日を要する。全従業員への周知徹底に向けて、細やかな、継続した従業員への啓発が必要。	覚書に基づいた見守り活動の実施のために、定期的なフォローアップが必要。
医療福祉推進課	H27	高齢者の安心・安全の確保	包括的連携協定に基づき、高齢者に対する地域での見守り活動の実施について、細目協定書を締結。	協働することにより、パートナーが持つ広大なネットワークを活用した高齢者の見守り活動や認知症の啓発につなげることが期待できる。	パートナーに過大な負担がかからないよう、実績のカウントや報告については不要とした。	市町や県警との合意形成に時日を要する。全従業員、全店舗への周知徹底に向けて、細やかな、継続した従業員等への啓発が必要。	覚書に基づいた見守り活動の実施のために、定期的なフォローアップが必要。店舗の経営形態がことなる場合など、パートナーとなる企業の経営方針にあわせた協定が必要。
医療福祉推進課	H25	高齢者虐待対応現任者標準研修会	市町職員に対し、(社)日本社会福祉士会の「高齢者虐待対応の手引き」に基づく標準研修を実施する事業。9:30～16:30までの研修を3日間(6月下旬から7月上旬)開催。	団体からだけの通知では参加者が集まりにくかったが、県からの通知とすることで、市町職員が公務として出席しやすくなり、多くの参加を得ることができた。社会福祉士の経験や実績を基にした研修内容も好評であった。	会場や県保有の機材の確保や市町への通知等も県が実施することで、団体は研修内容の検討に集中することができた。	市町の職員が参加しやすいように、平日に開催したが、3日間の連続講座のため、講師も参加者も調整等が大変だった。	講師やファンリテータの謝金や交通費を県が負担するため、団体側に研修内容を早く決めてもらう必要があり、調整に要する時間や手間がかかる。実際の運営は、団体側のボランティアな姿勢に頼っている部分が多く、継続性には不安定な要素が多い。
リハビリテーションセンター	H18	リハビリテーション交流会の開催	脳卒中等にかかる当事者の方の交流を図ることで、自らの障がいについてより理解していただき、様々な情報の共有を促す等、更なる自立支援につながる機会を創出する	対象者への広報が効果的にいへ、仲間づくりの拡大に繋がった。	対象者(参加者)の希望にそった企画を実現するようになった。	日程調整を団体で行うものの、後に参加予定者の都合が悪くなることも多く、結果的に参加者減となってしまうことがあった。	連絡調整を更に密に行うこととした。
リハビリテーションセンター	H18	リハビリテーション相談支援(ピアカウンセリング事業)	障がいのある当事者等が、同じ障がいのある人たち等と対等な仲間として助け合い、様々な情報を共有し社会活動に参加できるよう支援するため、障がい者やそのご家族自身等がカウンセラーとなり相談支援を行う。(相談内容は日常生活・就労等生活全般や心理的負担軽減に関することなど。)	団体からの推薦を得ることができたため、多くのピアカウンセラーの協力が得られる。	連絡調整・報告等を密に行うこととした。	協働のパートナーからの定例的な連絡・報告が滞りがちとなり、頻回に促す必要があった。	繰り返し連絡・報告の必要性や会計規則等を説明し、理解いただくよう努力した。また、報告書等については、できる限り簡素化しパートナーの負担にならないように工夫した。
リハビリテーションセンター	H18	リハビリテーション調査・研究事業	リハビリテーションに関わる調査・研究を公募し、その結果を広く周知または展開することにより滋賀県のリハビリテーションの推進に寄与する事を目的とする。(平成18年度から平成26年度までで外部委託33件、内部調査23件)	当センターでは担う事のできない、事業において調査・研究における専門的な知識・助言・調査結果を得ることができた。	調査研究への取り組みを支援することを目的とした研修会を実施している。	企画提案者を公募で行ったが、応募期間に応募された方が少なかった事	応募期間の延長および周知活動
リハビリテーションセンター	H18	教育研修事業医師コース	地域包括ケアシステム推進に向けリハビリテーションの充実を図るための、医師を対象とした研修会を開催	医師会会員に広く広報ができる。また生涯教育のポイントを発行していただくため参加動機が得られやすい。	今回、研修の座長をパートナーに依頼することにより、会自体がレベルの高いものになった。		参加者が少ないため、現在参加していない対象へいかに興味を持っていただくかを検討していく必要がある。
リハビリテーションセンター	H21	高次脳機能障害集団プログラム	外から見えにくい高次脳機能障害のある方に対して、社会生活を営む為に必要なトレーニングができる支援体制は整っていない。そこで県立成人病センターリハビリテーション科と協働して、集団における生活自立・社会生活の為に訓練を実施する。	高次脳機能障害のある方への社会復帰に繋がる為のよりよいプログラムの検討・実施	連絡調整に定例的な打合せやメール等を活用	企画提案者を公募で行ったが、応募期間に応募された方が少なかった事	

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たった工夫	事業の課題	課題・問題への対応
リハビリテーションセンター	H18	滋賀県多職種連携学会(滋賀県連携リハビリテーション学会)	県内の保健・医療・福祉関係者が一堂に会して、各々の活動を発表し、情報交換や交流、また自己研鑽ができる場を提供し連携を深めると共に総合リハビリテーション体制の確立を図る。開催は、関係職能団体・関係機関等を構成員とした大会委員会を組織し、企画・運営を行う。(平成28年度より名称を変更して実施)	運営にあたり、多職種の意見を聞きながら行うことができ、協働が重視されるリハビリテーションにおいて、広い視野で有益な企画を行うことができた。	・主要なパートナーについては、事前に直接会って打合せを行い、調整を行った。 ・各団体の得意とする分野を引き出せるように働きかけた。	・パートナーの意見が取り入れられるように、事前に意見を収集をする。	本事業は「連携」をテーマにしているが、「リハビリテーション」という言葉が入っているためリハビリに関係者のみに関係することと思われるが、連携を切り口に、様々な分野と協働していきたい。
リハビリテーションセンター	H21	就労等医学的支援事業	既存の就労や就労に向けた支援に医学的リハビリテーションの視点を加え、心身機能や活動・作業、環境因子・個人因子に配慮した支援を行う。	就労というキーワードにおいて、作業療法士・理学療法士が協力できる箇所の明確化。また、相互理解が進むことで障がいがあっても働き続ける社会へ前進する事。	頻度の高い情報交換や会議出席。		
リハビリテーションセンター	H26	福祉用具普及啓発事業	滋賀県福祉用具センターが主催する「福祉用具セミナー・展示体験会」の共催として、福祉用具の普及啓発と適正な利用にむけた支援者への知識向上を目的とした福祉用具に関するセミナーを実施	協働実施により、セミナーと展示体験の関連性ももてた。	主催・共催する機関・団体の能力が発揮できるよう、得意分野やネットワークの利用による役割分担した。	主催者側が公的な機関である一方、共催のメーカー・販売店側においては販売促進の一面をもつ。	展示体験におけるセミナーと関連する福祉用具と、一般の福祉用具との配置・数などのバランスを考慮する。
リハビリテーションセンター	H26	補装具等適正利用相談事業	義肢・装具における適正な利用に向けた取り組みとして、義肢・装具作製業者の助言による当事者・支援者向けのリーフレットの作成、リハ職団体への講演、義肢・装具作製業者が配布・記載を行う「義肢・装具管理手帳」の作成を実施した。	リハ職への啓発と業者による関わりにより、補装具制度の利用に繋げやすくなる。	よりよい協働がなされるよう、意見交換の場を設定した。	協働先が団体ではなく、関わる業者数であることから、周知や実施に時間を要する。	業者との連携が途切れないよう、事業の中間評価を実施する。
リハビリテーションセンター	H28	大津市きこえの福祉講座	大津市聴覚障害者相談員設置事業として滋賀県立聴覚障害者センターが実施する「大津市きこえの福祉講座」への事業協力	大津市在住の聴覚障害者および家族等への制度利用の啓発・促進	開催の目的に沿えるよう綿密な打ち合わせを実施	講座内容が理解しやすいよう平坦な表現により説明した	要約筆記や補聴システムの準備による聞き取りの補助の実施
動物保護管理センター	H26	びわこ放送との協働	びわこ放送の番組内で当センターの事業や譲渡候補犬について広報してもらう。	当センターでの事業が広く県民に周知できる。	常に新しい情報を提供できるように心掛けた。	毎回新しい情報を提供したいが、無理な場合もあり、情報提供の頻度などが課題と思われる。	
動物保護管理センター	H26	チャリティ・ジャズ・コンサートの開催	県内在住のプロジャズ演奏家が、センターを広く多くの人に知ってもらいたいと、センター内でチャリティ・コンサートを実施した。	当センターにあまり関心のない方にも、当センターの存在を知ってもらうことができた。		動物愛護に関心のない方に、少しでも関心を持ってもらえるよう事業の内容を伝えることが課題となった。	
動物保護管理センター	H22	動物愛護推進員・ボランティアとの協働	センターに収容されている犬猫の返還・譲渡率向上のため、一般県民であるボランティアとの協働事業を実施する。	譲渡予定動物に対して、職員だけでは行き届かない細かいケアを補ってもらい、より譲渡に適した状態にしてみらえる。また当センター事業をより広く情報発信してもらい、動物たちの返還譲渡率の向上が望める。		推進員・ボランティアが望んでいることが行政の目的と一致しない場合があり、目的意識の共有に苦慮することがある。	
動物保護管理センター	H24	譲渡候補動物の診断・治療協力事業	当センターで診断・治療ができない収容動物について、(公社)滋賀県獣医師会の開業獣医師をボランティア登録し、無償で治療をお願いする。	従来は殺処分されていた治療困難な動物に生存の機会を与えることができた。またよい状態で動物を譲渡希望者に渡すことができ、譲渡率向上につながる。	結果を必ずボランティア登録している獣医師にフィードバックし、この事業への理解を深めてもらうようにしている。	診察を依頼するボランティア登録獣医師に偏りがないようにしているため、遠方の場合、職員の負担となることがある。	
動物保護管理センター	H22	「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン」事業	地域の野良猫対策として、地域で増やさないための取組を行う。	当センターが提唱する「動物との暮らし三方よし」の実現のために、地域が主体となって取り組むことにより、動物の適正飼養推進・モラルの向上・動物愛護意識の醸成を図る。	自治会との協議を重ね、地域の主体性を促すことに力を入れている。	自治会との協議が夜間・休日になることが多い。また地域全体でこの問題に向き合うことに理解が得られにくく、特に問題解決には猫の避妊去勢手術が不可欠であり、その費用を自治会で捻出することが非常に困難である。	平成24年に改正された動物愛護管理法に基づく国の基本指針でも地域猫事業を推奨しているが、予算や人員などの関係で事業が進まないのが実情であり、その費用を自治会で捻出することが非常に困難である。
計量検定所	H22	はかってみよう！計量教室	計量について学び、いろいろなものを「はかる」ことを通して、計量への興味と理解を深めてもらうことを目的に、小学生とその保護者を対象として計量教室を開催する。	必要な器材が調達できたほか、水質分析等当所だけでは行えない計量・計測の実演が実施でき、内容が多彩になった。	役割分担を決め、お互い実施できる部分で事業を進めること。	パートナーの会員に、日々の業務をしている中で職員を派遣してもらうことで人的、経済的な負担が発生する。	負担ができるだけ少なくなるよう調整した。
計量検定所	H15	商品量目試買テスト支援事業	消費者団体等が実施する商品の量目試買テスト(内容量の買取り調査)を支援し、これに必要な器物の貸付け・職員の派遣等を行う。	当該事業を通じて、普段、意識することの少ない計量について、関心を持ってもらうことが期待できる。			消費者団体等への更なる周知活動が必要である。

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たった工夫	事業の課題	課題・問題への対応
工業技術総合センター	H28	海外展開技術支援事業	地元の人的・物的資源を活用した信楽焼製品の開発及び販路開拓を支援する。	信楽陶器工業協同組合と協働することで、より市場ニーズに即した製品開発を支援することができ、新市場開拓につながる事が期待される。	新たな技術や情報などを専門家から指導を受け連携を図る。	メーカーの製品完成度や見せ方などのデザイン面で温度差を感じた。	メーカーの技術力や感性のブラッシュアップを行う必要がある。
工業技術総合センター	H12	酒造技術高度化指導事業	県内酒造業者の酒造技術の高度化を図るため、清酒醸造用酵母の分譲、巡回指導、酵母菌株の保存、管理等の業務、酒造技術研究会の企画運営を協同で実施する。	県産酒の技術的向上、情報収集、ブランド力強化等の効果が見込め、売上、製造数量の増加、また県産酒は地域に根付いていることから観光資源として期待される。	互いの技術や情報を交換し連携することで、新たな成果が創出できると考えられ心がけている。	県内メーカー間でも技術的なこと、販売戦略等で温度差があり、全体的な動きにするのに少し時間がかかることもある。一方で、県が入ることで進展することもある。	メーカー全体で実施すること、個別やグループ単位で実施すること等、企画運営において位置づけをする必要がある。
観光交流局	H28	観光まちづくり推進事業	県内各市町や観光関連団体、観光事業者、住民など、多様な主体が参加、連携し、観光をキーにまちづくりに取り組み、観光振興のレベルアップと地域の活性化を目指す。 ※県内DMO候補法人2団体に補助を行い、当該団体が地域の多様な主体と協働して観光まちづくりを推進する。	モデル地区の3市町において、観光協会、農工商関係団体、観光関係事業者等の多様な関係者が参加して地域の観光資源の発掘や磨き上げに取り組みむことで、地域として観光まちづくりに取り組む機運を高めることができた。	3市町それぞれで地域交流研修会等を実施したが、先進地視察については共同で実施することで、相互に意見交換や情報交換ができ、その後の議論を深めることができた。	多様な関係者を幅広く集めれば集めるほど、観光まちづくりによる地域活性化という事業の意義を全員に理解してもらうことに困難が伴った。また、それぞれの立場で意見が異なることから、一つの方向にまとめるのも困難であった。	今後、新たなモデル地区を選定し、観光まちづくりの取組を展開するが、H28年度に取り組んだモデル地区においても、一定のまとめは行ったところであるが、今後も継続的な取組がされる見込みであり、びわこビジターズビューローに設置している相談員を中心に支援を継続する。
男女共同参画センター	H14	G-NETしがフェスタ	実行委員会の企画・運営により、様々な団体やグループ、NPOなどが講座やワークショップなどの開催を通して交流を図り、同時に県民に向けて男女共同参画の啓発を行う。	実行委員会のメンバーは、それぞれ所属する組織を通じてPRを行えるので、事業の広がりも期待できる。	企画や準備段階において実行委員の主体性を尊重する。		
男女共同参画センター	H12	G-NETシネマ	女性監督の作品や男女共同参画に関連する社会世相の問題を取り上げた作品などの映画上映会を開催する。(隔月、年間6回)	ボランティアによる映画作品解説が適切で、啓発効果が期待できる。	司書経験のほか、男女共同参画に関する見識をもつボランティアの意見を尊重して作品の選定をする。		
男女共同参画センター	H21	しがWO・MANネット講座	男女共同参画社会づくりに向けて、日頃活動している「しがWO・MANネット登録団体」が、それぞれの団体の特色を生かし、センターと協働しながら、県民を対象に講座を開催する。	子育て世代や高齢者など、対象に応じた講座を開催することができた。	登録団体への情報の提供や研修会・交流会の開催をおこなった。		
男女共同参画センター	H26	女性のチャレンジシンポジウム	女性の起業を支援する団体と協働で、起業やNPO活動など多様な形の社会参画を実現できるよう応援するシンポジウムを開催する。	滋賀県商工会連合会等の協力を得られたことで、パネリストの推薦や広報等に関わってもらうことができ、参加者の広がりにつながった。		女性の起業支援への理解を深めるために、関係機関との協力体制づくりを強める必要がある。	
農政課	H28	「世界農業遺産」プロジェクト推進事業	「世界農業遺産」の申請主体となる協議会の設立に向け、県内全市町および関係団体等とともに準備会を立ち上げるとともに、申請内容について検討。また、「世界農業遺産」の認知度向上に向け、2回のシンポジウムを開催。	・「世界農業遺産」プロジェクトについて、県、市町、関係団体が、一体的な取組を行うことが可能となった。	・準備会では、「世界農業遺産」プロジェクトについて、研修会やイベントなどを通じた周知を図りながら、生産者、消費者、企業、学術機関等の参画も募ってきている。	・県内での「世界農業遺産」の認知度の向上と認定に向けた機運の醸成 ・「世界農業遺産」認定に向けた申請内容のとりまとめと認定取得後の活用・保全計画の検討	・SNSやモニターツアー、シンポジウム等により、「世界農業遺産」の認知度の向上を図り、認定に向けた機運の醸成を図る。 ・「世界農業遺産」の申請および活用・保全計画の内容については、準備会での意見交換等により、検討を進める。
湖北農業農村振興事務所農産普及課	H26	長浜市余呉町における中山間地域農業対策	中山間地域である片岡南部6集落において、今後もにぎわいのある農業・農村が維持できるように、長浜市北部振興局農林課、JA北びわこ伊香宮農経済課と話し合いを進めてきた。結果、片岡南部サポートセンターを設置して、地域の6集落の取組と、広域的な取組により、農業の担い手が確保できる体制を築き上げてきた。	耕作放棄地が発生せず、美田景観が守られて、地域の農業と農村生活が継続できる。	行政主導による中山間地域対策でなく、地域が自主的に活動できる体制確保を重視してきた。	関係機関の意識統一と目指す姿の共有	過疎の中で、地域を守る人材確保
湖北農業農村振興事務所農産普及課	H28	米原市伊吹の柿産地の維持発展の取組	中山間地域にある伊吹果樹組合は収益性の低下からカキ園の継承が難しくなっていた。そこで関係機関の連携を呼びかけ、産地の収益力向上のために新ブランド「壺峰」の商品化、競争力のある販売戦略を構築してきた。	有利販売により、生産農家が意欲的な取組ができるようになり、産地が継承される。また、中山間地域の特産物が地域の内外の消費者によって支えられ、ふるさとを守る地域住民の誇りとなる。	JAは有利な販路確保、市は広域での人・農地プランの作成支援、当課はブランド力の高い生産技術支援、果樹組合と関係機関のコーディネートに努めた。	疎遠であった関係機関と果樹組合の関係回復	トップブランドの安定生産体制の確保

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たっての工夫	事業の課題	課題・問題への対応
大津・南部農業農村振興事務所(農産普及課)	H25	トレーニングハウスを活用したモリヤマメロン新規生産者の育成	守山市の特産物であるモリヤマメロンは、消費者に非常に人気があるにもかかわらず、生産量が年々減少してきている。このため、H25年JAおのみ富士と守山市はメロンの新規生産者の育成を目的として実習用ハウスを新設し、これを活用した「トレーニングハウス研修制度」をスタートされた。 当課は生産組織である守山メロン部会、JA、市との連携と役割分担により、トレーニングハウスを活用した新規生産者の育成に継続して取り組んだ。	市、JAの関係機関のほかに農家の組織である守山メロン部会も加わった活動で、それぞれの機関が役割分担をして効果的な活動ができた	この活動に農家加わってもらえるように、生産者組織にもしっかりと役割を分担してもらえるように配慮した	トレーニングハウス受講生を安定的に集められるかが課題。	
大津・南部農業農村振興事務所(農産普及課)	H27	管内4JAの連携による広域キャベツの推進	当所管内5市の農家が環境こだわり栽培基準に基づくキャベツを広域的に生産し、「近江のキャベツ」として地元びわ湖青果へ出荷する取組をJA・市などの関係機関と栽培農家とともに行った。	4JA・5市の関係機関が連携し広域的な生産を進め、統一出荷箱での市場出荷が販路の一つとして定着するようになった。平成28年度は新規参入も含めて、24名が5.9haの作付を行った。	価格安定対策のため、野菜の価格補償制度への加入を進めた。また、特色あるキャベツ作りを目指し、有望品種の検討を行った。	天候や生育の状況に応じた栽培管理指導に苦労したことから、生産から販売まで一貫した支援体制の整備が必要である。また、特色のある品種については実需者から高評価を得たが、まとまった出荷量を確保することが課題である。	H29年に流通を担うJAを中心に、関係機関や市場などの実需者が連携した協議会を発足させる予定。各機関の役割分担を明確にし、キャベツの栽培面積・販路の拡大を目指すとともに、新たな品目についても検討する。
農村振興課	H16	棚田地域の総合保全対策	・トヨタ紡績滋賀(株)、滋賀リビング新聞社、三菱樹脂労働組合が、棚田保全に取り組んでいる地域と連携し、棚田保全活動にボランティアとして参加している。 ・関西アーバン銀行、日本生命の2社と県との包括的連携協定のなかで、棚田保全活動への参加を位置付けた。	・企業のCSR活動による棚田保全活動の参加によって、活動が長期かつ安定に継続できるようになっている。	・より多くの人々や企業等の団体に活動についての情報提供ができるよう、紙媒体だけでなくHPへの掲載やFacebookの活用など、多様な広報手法を用いている。	・企業のCSR活動による棚田保全の取り組みがエンドレスとはなり難く、一定期間で撤退されるケースもある。	・企業への働きかけに加え、最近では各大学にボランティアセンターが設けられ、学生のボランティア活動参加の機運が高まっているため、県内だけでなく近隣府県の大学に対してもボランティア参加を積極的に呼びかけていきたい。
農村振興課	H18	豊かな生きものを育む水田づくり	滋賀県が進める豊かな生きものを育む水田づくりの事業に使う資材として、積水化学工業から出る端材を活用している。	・企業との協働により、取組地域に対して、既存の材料よりも耐久性の高い材料を提案することが可能になり、取組の拡大につながった。	・取組の拡大につながるよう、活動組織等で構成する協議会に会員として加わっていただいている。	・企業側に滋賀県への窓口を最初に決めてもらったため、対応してもらいやすかった。(窓口が決まっていなくて交渉に時間がかかる) ・資材の活用方法がシンプルだった。(複雑な過程を経ないと資材を手できかないとすると、時間がかかる) ・実際に資材を活用する際に企業側から、取扱いについて技術指導が得られた(適切な取扱いが出来た事で時間が短縮出来た)	・企業側で窓口が決まっていなければ、連携を進めることが困難だった。 ・企業側も県側も窓口をすくすく決めて交渉をはかることは重要。
監理課	H27	地域を支える建設産業魅力アップ事業	建設産業の活性化を推進するため、官民が協働して「滋賀県建設産業魅力アップ実行委員会」を組織し、魅力発信事業等の事業を展開する。 滋賀けんせつみらいフェスタ1回開催、現場見学会6回開催、モノづくり体験3回、小学生を対象とした出前講座1回、広報誌(1万部)の作成、高校生対象の実態調査、セミナー開催3回、	民間団体として他機関との連携が容易であったこと。協会組織の組織力をうまく活用できたこと。行政機関保有施設の有効活用が図れた。	打合せを密に行うとともに(週1回ペース)、執行手続については、県が主体的に実行するなど、事務局をうまく分担できた。	官民間の意識改革、お互いの状況を勘案すること。 予算管理に対して相互の適正な認識を持つこと。	官民間の意識改革、お互いの状況を勘案すること。 予算管理に対して相互の適正な認識を持つこと。
道路課	H14	マイロード登録者制度	個人が県管理道路の通学・通勤途上通行の支障となる状態を発見した場合に通報するボランティア制度	道路状況の実態について、情報の収集ならびに提供を迅速にかつ的確に把握する			登録されているものの、最近あまり報告実績がない。
道路課	H23	近江の友灯(ともしび)事業	企業等を対象とし、県は管理する道路照明灯に協力企業等の名称が記載されたプレートを設置し、協力企業等は、照明柱が壊れていたりしたら、管内土木事務所・支所に連絡して頂き、また、道路照明灯の維持管理費の一部として一本あたり年間2万円(企業名等表示費用)を納入していただきます。	道路維持管理費の削減ができる			いまだに実績がないため、PRが必要である
道路課	H12	道路愛護活動事業	自治会や老人会などの団体に県管理道路の一部について植栽管理や路肩除草を委託する	道路維持管理費の削減ができた	市町に協力をいただきながら、地域の団体の方にPRを実施している		
道路課	H14	美知メナ制度	企業が県管理道路の植樹帯の除草・施肥・剪定や清掃活動などを行うボランティア制度	道路維持管理費の削減ができた			
流域政策局	H20	ふるさとの川づくり協働事業(地域活動支援事業)	地域が河川愛護活動を行うにあたってのさまざまな障害を取り除く支援事業であり、支援施設(階段・坂路等)の整備、支障物の除去、伐採竹木の処分費の負担(市町と連携)を実施している。	人と川とのつながりを回復し、地域住民によって地域の河川を「ふるさとの川」として守り育てもらう	河川愛護活動が活動しやすくなるよう当事業により階段や斜路の設置等の支援工事を実施する。	自治会(地域住民)に当事業を知ってもらうこと。	市町に対してPR

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たった工夫	事業の課題	課題・問題への対応
流域政策局	H18	滋賀県河川愛護活動事業	治水上の観点から、県が管理する一級河川における、草刈・清掃、川ざらえおよび竹木の伐採・集積作業について市町長と委託契約を締結し、行政と住民等の役割分担のもとに、協働による河川管理を行うことにより、堤防等の河川管理施設の機能維持に資することを目的とする。	地域住民の河川愛護意識の向上につながる。	・河川愛護活動に継続して取り組んでおられる団体等を対象に、知事から感謝状を授与し、さらなる意欲向上を図っている。 ・毎年市町に対してアンケートを行って実態を把握し、制度の改善に努めている。	・高齢化などにより活動への参加者の増加が見込めない状況となっている。	・河川愛護活動に継続して取り組んでおられる団体等を対象に、知事から感謝状を授与し、さらなる意欲向上を図っている。
流域政策局	H18	自然観察会	H28実績会議3回保全活動3回自然観察会4回(うち1回は下阪本小学校の環境学習)	自然観察会において、運営委員が主体的に活動している。	運営委員の企画した内容について、実施できるように可能な限りサポートしている。		
流域政策局	H21	どのような洪水からも命を守る「流域治水推進事業」	県民・NPO・企業・大学等の教育機関・地縁団体・その他、県内外の方々を対象とし、地域の被害特性をまず知って頂くための出前講座等を実施し、それぞれの団体が主体となって、地域防災力向上対策(そなえる)やはん氾原減災対策(とどめる)、雨水貯留対策(ためる)となる自助や共助への取り組みなどの検討に対して市町・県が協働により支援し、「被害に強い地域づくり」を推進する。	協働により、自助や共助の取り組みの必要性が理解でき、それぞれの行動に繋がる	それぞれが求める取り組み等に応じて、説明や支援する内容等を選定し判りやすい表現や事例を紹介するなど工夫をした	河川整備などを実施すれば、避難体制などの「川の外の対策」を検討する必要が無いとの思い込みをされている住民に対して、本事業の趣旨を理解して頂くことや地域が主体ですること、最終的には個人が判断して避難するということについての理解が得られない地域や住民に対する説明等が課題	地域や住民に対して、出前講座などを通じて徐々に説明を重ねていくしかない
流域政策局	H20	淡海の川づくりフォーラム	川と共生する地域づくり、水辺を活かした地域づくり、被害に強い地域づくり、川や水辺と親しむ地域づくりなど、川や水田、湖沼、小さな水路といった水辺をフィールドとする活動を互いに参考にしながら、これからの時代の、“川や水辺と私たちのいい関係”について共に見つけ出し、それぞれの団体が元気になることを目指す。	県内各地で様々な活動されている団体が、それぞれの活動を紹介し、互いに褒めあい、団体間の情報共有や交流などから活動の輪が広がり、活発になる。	県内に留まらず、県外で活動されている団体などを選考委員に招いたり、様々な分野の先生にも選考委員となって頂き、アドバイスや励ましを貰い、いい気分となるとともにヒントなども持って帰って頂き、また、来年も参加して頂けるように工夫している。	参加団体の掘り起こしに苦労しているものの、新規の参加者は結果的には多かった。	地道な活動をされている団体は、特に発表することがないと思われるケースが多いので、そのような団体を多くの目で見つけていくことを心がける。
流域政策局	H2	河川管理パートナー制度	一級河川の適正な管理に資するため、土木事務所または土木事務所支所ごとに「河川管理パートナー」(以下「パートナー」という。)を選任し、担当エリアを定めて、以下の業務を委嘱している。 ・河川を美しく保ち正しく安全に利用するための普及・啓発に努めること。 ・概ね月2回の河川巡視等により、河川についての多様な情報の収集に努め、土木事務所長または土木事務所支所長に報告すること。 ・流域政策局長、土木事務所長または土木事務所支所長が召集するパートナーに係る会議(パートナー会議)等に出席すること。	パートナーが巡視を行うことで、河川の異常等の発見が容易になる。	・公募や推薦によりパートナーを選考することで、河川の管理に理解と関心の深い者をパートナーとして選任している。	パートナー以外にも、砂防指定地や山林等を監視・パトロールする監視員が配置されており、担当する現場が異なる場合もあるものと考えられ、横の連携を図る必要がある。	各土木事務所管内ごとに、年1回はパートナー会議を実施している。その際に、他の監視員と合同で会議を行うことにより、情報共有等を図っている。
住宅課	H15	湖国すまいまちづくり推進協議会活動費補助	湖国すまいまちづくり推進協議会の活動費の一部に対し、補助を行う。(講習会やセミナー等の開催費H27:3回/年、H28:3回)	協働により、事業者の専門的知見を活用した普及啓発等が積極的に行われ、県の住宅政策の推進に寄与している。 また、県と事業者団体との相互理解や協力関係の醸成が進んでいる。	事業が円滑に進むよう、事業の内容についての打合せを十分に行っている。	事業規模に一定の限界があるなかで、事業効果の観点から実施場所に地理的な偏在がある。	従前と異なる地域での開催を検討する。
住宅課	H27	滋賀県空き家管理等基盤強化推進協議会活動費補助	滋賀県空き家管理等基盤強化推進協議会の活動費の一部に対し、補助を行う。(一般県民からの相談への対応、相談員の育成・研修)	県では直接知見を持たない不動産の取引等の実務について、協働により県民からの相談への対応を行う体制を整備できたことで、県の政策目的の推進に寄与している。 また、県と事業者団体との相互理解や協力関係の醸成が進んでいる。	関係する事業者団体について幅広く協力を求めることで、様々な要素が複雑に関わるケースについても専門性に基づく助言がワンストップで得られる体制を構築している。	協議会の自主財源が乏しく、活動費の捻出が容易でない。	財政的支援の規模や対象を見直し、団体が独自の財源で継続的に事業を実施する体制を強化するよう促す。
住宅課	H15	住宅相談業務委託事業	湖国すまいまちづくり推進協議会に委託して、住宅相談業務(電話・面談・現地訪問)を実施する。	協働により、事業者の専門的知見を活用した効果的な相談者への対応が可能となっている。 また、県と事業者団体との相互理解や協力関係の醸成が進んでいる。	委託の具体的内容・手法について、事業者の専門的知見に基づく意見等も踏まえて検討した。	周知上の制約もあり、相談内容について他の機関との役割分担が不明確となるケースが生じている。	協議会構成員の事業者としての専門的知見等に基づき、効果的な情報提供を行った。

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たった工夫	事業の課題	課題・問題への対応
建築課(建築指導室)	不明	改正法令等の講習会開催事業	所管する法令の改正に際し、建築関係団体等との連携により、設計者・施工業者等への講習会を開催する。講習会会場等の経費および会員への周知は建築関係団体がを行い、県は無償で講師を行う。	所管する法令の改正に際し、関係団体に幅広く周知することができる。	課題や目標を共有する。協働のパートナーの活動に対する理解を深める。		
建築課(建築指導室)	H25	木造住宅耐震化啓発セミナー・個別相談会	木造住宅の耐震診断・耐震改修の促進を目的に、地域住民の防災意識の向上、地震対策の必要性を身近な問題として捉えてもらうためのセミナーを開催するとともに、個別の相談会を実施。	専門知識・経験を持ち、地域の実情を知った者が個別相談を行えることから、住民の知りたい細かな内容についても対応することができる。	セミナー・相談会の実施主体は市町となることから、セミナーの規模や対象について市町が企画し、個々の内容に応じて委託先に、講師の派遣等の対応をしていただく体制としたことにより、市町のニーズにあうセミナーが開催できた。	19市町のうち、8市町で開催することとしたが、開催時期や内容に応じた講師派遣等の調整に苦労した。	事業の予定について、市町の担当者へ情報提供し、市町の意向確認を早期に行うこととする。
交通戦略課	H26	モビリティ・マネジメントによる公共交通利用転換事業	立命館大学や龍谷大学と連携して、新交通システムの導入可能性の検討を実施する大津湖南地域において、モビリティ・マネジメントに取り組む。平成27年度は学生によるグループワーク研究を実施、平成28年度は検討地域の交通課題について、大学の知見を活かした課題整理と解決方法に向けた取り組みを進める。	最高学府としての大学が持つ知見や、学生の視点からの考え方を知ることにつながった。	双方が、過度な負担にならないような役割・業務分担が必要。双方が持つ長所、得意分野を理解しながら進める。	専門知識が多い。関係する機関や関係者との連絡調整が多い	事業実施に係る企画案を出来るだけ早くまとめて、余裕をもって事業に取り組めるようにする。
交通戦略課	H26	湖西線強風対策突風被害予報システム実装化研究	京都大学生存圏研究所が開発を進めている「比良おろし突風被害予報システム」の社会実装化に向けた共同研究を実施。	最高学府としての大学が持つ知見が得られた研究成果を共同で社会実用化を目指していくことができること。	双方が、過度な負担にならないような役割・業務分担が必要。双方が持つ長所、得意分野を理解しながら進める	専門知識が多い。関係する機関や関係者との連絡調整が多い	事業実施に係る企画案を出来るだけ早くまとめて、余裕をもって事業に取り組めるようにする。
交通戦略課	H20	公共交通機関で行くスポーツ観戦推進事業	JFL所属サッカーチームMIOびわこ滋賀と連携・協働して、ホーム開催試合に公共交通機関利用者を無料招待するなど公共交通利用をしてスポーツ観戦することを進める取り組みを実施する	パートナーであるJFLサッカーチームがチームとしてメンバーの協力が得られることから、同じ企画を行政単独でタイアップを仕掛ける場合と比べて、効率的な執行が可能。	双方が過度な負担にならないような役割・業務分担が必要	平成20年度より、実施している事業で、定番となりつつも、新しい試みを実施する難しさがある。	
交通戦略課	H24	自転車プロジェクト推進事業	自転車利用を促進するため、自転車に関する団体等が連携した「滋賀プラス・サイクル推進協議会」を開催し、自転車利用の啓発や情報発信、自転車を利用しやすい環境づくり、意識醸成に取り組む。	協働することによって、関係団体の協力が得やすく、多くの団体と連携して、スムーズに取組が推進できる。実際に活動されている生の声の事業に反映できる。	メンバーリストを活用するなど、情報の共有に努めた。	連携と情報共有を中心とするため、協議会自体が予算を有する事業執行主体として積極的な活動をしにくい。	今後、「ピワイチ」のような予算を伴う事業を行う主体の形成とともに、協議会のあり方を発展的に進化させる。
交通戦略課	H21	琵琶湖一周健康ウォーキング	滋賀県ウォーキング協会との連携・協働により、県内のJR駅を起終点として、1年をかけて琵琶湖を一周するウォーキングイベントを実施する	ウォーキング協会が実施するウォーキング事業と連携することで、公共交通を活用したウォーキングをより多くの方々に多数回参加いただける機会が増えた等	ウォーキング実施は協会、そのためのサポートを県など相互の役割分担を理解しながら実施すること	記念品や飲料の提供。トイレが少ないルートがある。交通規制を伴わないが、歩道で自転車との接触の危険性がある。	企業(イオン、平和堂)からの飲料の提供。先導、誘導者の声掛け、
管理課	H18	グリーン購入実践プラン滋賀登録制度推進事業	グリーン購入実践プラン滋賀(GPプラン滋賀)登録制度により、環境保全活動に取り組む事業者の裾野を広げ、事業者の環境保全活動の促進を図ることとしている。この制度を効果的に実施するため、登録業務やグリーン購入実践支援プログラム(年4回の基礎研修会と年8回の実践講座)等、業務の一部を委託している。	社会情勢や専門知識に基づいた研修会の企画を行っており、事業者の環境への意識向上に役立っている。	研修会の企画段階で詳細な打合せをし、各研修会(年8回)の直前にも進行の確認をしている。また、日常より電話などで情報交換を行っている。	一般社団法人 滋賀グリーン購入ネットワークがパートナーであるが、実質は滋賀GPN事務局との協働となっており、企業側が求める講座内容の把握が難しい。	滋賀GPNの事業者実践部会において会員企業からの意見を聞き、GPプラン 滋賀の基礎講座内容を見直し、企業の調達担当者にグリーン購入の理解を深めてもらえるような内容とした。
高校教育課	H28	高等学校等文化芸術活動ジャンプアッププロジェクト	高等学校の文化部活動において、音楽や美術などの分野で、県内の文化施設等と連携し主な拠点として講師を招へいし、研修会等を実施することにより高校生の技術・技能のレベルアップを図る。同時に、顧問教員の指導力の向上を図る。連携する施設等・・・びわ湖ホール、文化産業交流会館、成安造形大学	より専門性の高い講師の指導により、高校生の技術・技能のレベルアップだけでなく、顧問教員の指導力の向上につなげることができる。	施設、講師、顧問教員との連絡を密にする。	施設、講師、顧問教員のなかでの日程調整。また、講座内容に対する異なる意見の調整。	できるだけ早い時期に、施設、講師、顧問教員との3者で打ち合わせを行う。必要であれば、定期的に打ち合わせの機会を設定する。
生涯学習課	H25	地域で学ぼう「出前講座」	学習情報提供サイト「におねっと」を通じて、団体等が行う出前講座の登録および情報提供を行い、地域等における生涯学習の機会として活用を促す。 平成26年度実績実施回数4,258回受講者数410,000人(概数) 平成27年度実績実施回数3,348回受講者数274,680人(概数)	「におねっと」を通じて出前講座の情報を提供することができた。		県民の多様な学習ニーズに応えるため、出前講座の登録数を増やすことが課題である。	「におねっと」、しが生涯学習出前スクエア等で新規団体へ出前講座登録を呼び掛けた。

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たっての工夫	事業の課題	課題・問題への対応
生涯学習課	H19	「地域の力を学校へ」推進事業	「しが学校支援センター」を設置し、豊富な知識や経験を持つ地域の人々や企業、団体・NPO等が学校を支援する仕組みづくりを推進する。	・学校支援メニュー数の増加や周知に伴い、学校からの問い合わせ・相談・依頼数は年々増加している。 ・連携授業を実施することにより、子どもたちにより質の高い豊かな学びの場を提供することができる。	支援者が「学校支援メニュー」の内容を教員に直接説明でき、学校のニーズや思い等を探る貴重な機会を設定している。	・学校行事やカリキュラムの関係で依頼の時期が重なることがあり、学校のニーズが殺到する場合は対応しきれない場合もでてきている。 ・学校によっては支援者に任せきりになることもある。	・学校によっては支援者に任せきりになることもあり、効果的な連携授業を行うために、事前の打合せが大切であることを研修やコーディネーターする機会に伝える必要がある。また、連携授業の問い合わせや学校支援の相談への助言・調整等を丁寧に行っていくことが求められる。
生涯学習課	H20	「中学生広場」開催事業	青少年の健全育成を図るため、人格形成上極めて大切な時期にある中学生に対して、日頃感じていることや将来の夢等を発表し合う場を設定し、中学生自身の心のふれあいを広げるとともに、意見を聞く大人への中学生理解を深めることを目的とする。	意見作文を書いた中学生は昨年2万5347人、大会参加者は約470人。各中学校、地区、ブロックでは代表を決定する予選大会が開催され、これほどの人が中学生の想いに共感することは、県の青少年健全育成についてよい効果が大いに期待できる。	担当者間で連携・連絡を密にする。		現地の教育委員会をはじめ、市内各中学校から支援に出務された先生方が準備段階からしっかりと事務局をサポートされた。
生涯学習課	H20	学校を核とした地域力強化プラン(推進協議会・研修会)	「学校を核とした地域教育力強化プラン」推進協議会2回、研修5回	事業全体の企画・運営・調査研究・評価、実施方針、安全管理方策、協力者の人材確保方策、研修計画等の検討をいただくことで、県域での学校を核とした地域力強化プランの円滑かつ効果的な推進を図る。	市町の取組をまとめた報告書の作成やアンケート等の調査を実施し、事業の成果や課題等、実態を明らかにする。様々な事業関係者を対象にした合同研修会を開催し、情報交換の時間を設けることで、お互いの事業理解が深まり、事業関係者間の連携や交流の推進を図る。	各市町の実施状況の把握。	市町担当との連携。
生涯学習課	H20	学校を核とした強化プラン(地域学校協働本部)	社会全体の教育力の向上を図ることを目的とし、学校と地域との連携体制の構築を図る組織で、教職員、PTA関係者、社会教育関係者、地域住民など幅広い関係者により構成される。	各地域の実情に応じた学校教育活動の支援を進めるに当たり、県からは他府県や県内他市町の取組について、適宜、情報提供したり、情報を生かした研修会を開催したりすることにより、各地域での取組効果がさらに高まることを期待できる。	市町担当との円滑な連携、事業実施者のニーズを捉えた研修会内容の検討や情報提供	ボランティアの高齢化や固定化が見られ、新たなボランティアの発掘が求められる。また、補助事業であるため、事業の継続的な運用や見通しが持ちにくく、経済的な自立も含めて各地域で学校支援の体制が根付き持続可能な活動となるよう支援が必要である。	郷土学習、体験活動、地域行事等、学校から地域に出ていく活動や学びによるまちづくりにつながる活動等、新たな活動内容の創出を働きかける。
生涯学習課	H28	学校を核とした強化プラン(地域未来塾)	幅広い地域の協力(地域住民、教員を希望する大学生・元教員等)を得て、放課後や長期休業中の学習支援の取組を推進する市町の取組を支援することにより、子どもたちの「学ぶ力」を育て、家庭における学習習慣の定着を図るとともに、地域の教育力の向上を目指す。	小・中学生を対象とした、大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習支援が実施できる。	具体的取組について事例を収集し情報発信するなど市町担当との連携を図る。	地域が運営する学習教室であるため、学校とは可能な限りの連携となり、窓口である市町を通じて事業を実際に行っている方との協働に努めた。	福祉部局と連携を取りながら、学習を提供することで、基礎学力の定着を図る。市町担当との連携。
生涯学習課	H19	学校を核とした強化プラン(放課後子ども教室)	全ての子どもを対象として、安心・安全な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。	それぞれの市町の実態に合わせて実施される取組の交流や、先進事例の情報発信を県が行うことで、事業の充実が図れた。また、事業を実施していない市町への啓発にもつなげることができると考える。	実施主体の組織や、市町が必要とする情報の発信に努めた。	事業を行う市町においても、担当課と事業実施者の間に協働関係がある。市町の思いが強く事業に反映されており、窓口である市町を通じて事業を実際に行っている方との協働に努めた。	県主催の研修会は、現場で実際に事業に参加している方に参加いただける内容で行った。市町と事業実施者の関係を整理して、事業がより活性化するように県の支援について今後さらに工夫していく必要がある。また、新規に開始するところにおいては特に放課後子ども総合プランの実施も検討していただく。
生涯学習課	H26	学校を核とした地域力強化プラン(土曜日の教育支援)	全ての子ども達の土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する取組を支援し、教育支援体制等の構築を図る。	それぞれの市町の実態に合わせて実施される取組の交流や、実践事例集の作成・配布等で先進事例の情報発信を県が行うことにより、事業の充実が図れた。また、事業を実施していない市町への啓発にもつなげることができると考える。	実施主体の組織や、市町が必要とする情報の発信に努めた。	事業を行う市町においても、担当課と事業実施者の間に協働関係がある。市町の思いが強く事業に反映されており、窓口である市町を通じて事業を実際に行っている方との協働に努めた。	県主催の研修会は、現場で実際に事業に参加している方に参加いただける内容で行った。実際に協働している企業からの参加もあったが、事業がより活性化するような研修会等の県の支援について今後もさらに考えていく必要がある。

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たった工夫	事業の課題	課題・問題への対応
生涯学習課	H23	学校を核とした地域力強化プラン(地域における家庭教育支援総合推進事業)	各市町での運営委員会等の設置、持続可能な支援のための地域人材の養成、家庭教育支援チームの組織化、学習機会の効果的な提供等、各地域における子育て経験者などの多様な人材の参画により、教育支援体制等の構築を図る。	各市町の実情に応じ、それぞれの活動に応じた家庭教育支援が実施された。	実施主体の組織や、各市町が必要とする情報の発信に努めた。	各市町の実施状況を把握するとともに、必要とされるより効果的な支援のあり方について、さらに検討を重ねる必要がある。	家庭教育支援は、広くすべての家庭教育の試みに対する応援としてのユニバーサルな展開と困難を抱えた家庭の個々の事情に寄り添うための支援の充実が求められる。
生涯学習課	H27	学ぶ力を育てる土曜学習支援事業	全ての子ども達の土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する取組を支援し、教育支援体制等の構築を図る。	それぞれの市町の実態に合わせて実施される取組の交流や、実践事例集の作成・配布等で先進事例の情報発信を県が行うことにより、事業の充実が図れた。また、事業を実施していない市町への啓発にもつなげることができると考える。	実施主体の組織や、各市町が必要とする情報の発信に努めた。	事業を行う市町においても、担当課と事業実施者の間に協働関係がある。市町の思いが強く事業に反映されており、窓口である市町を通じて事業を実際に行っている方との協働に努めた。	県主催の研修会は、現場で実際に事業に参加している方に参加いただける内容で行った。実際に協働している企業からの参加もあったが、事業がより活性化するような研修会等の県の支援について、本事業引き継ぐ土曜日の教育支援事業の中で、今後もさらに考えていく必要がある。
生涯学習課	H27	学校図書館活用支援事業	事業実施対象となる小中学校図書館が地域と連携してリニューアル等の環境整備を行うとともに、学校図書館の活用事例をモデル的に示し、児童生徒が読書活動や学習活動を行えるよう支援する。	日常的に学校への支援を行っている公立図書館と協力することで、現場レベルでの調整が円滑に進む。学校図書館整備に関する専門的な知識等の提供が受けられる。事業実施後、市町の学校現場と公立図書館との連携の強化が図れる。	事業実施対象校の選定にあたっては、日常的に学校への支援を行うことで実績を知っている市町立図書館から働きかけを行い、取組に意欲的な学校からエントリーを得る。	全校で事業に取り組む姿勢が整っていない学校で、事業を理解、参加してもらうのが難しかった。	学校図書館支援員が現地へ足を多く運び、事前準備を進めるとともに、管理職への働きかけをおこなうことで、多くの教職員に参加してもらった。
生涯学習課	H18	企業内家庭教育促進事業	家庭教育の向上に向けた職場づくりのために、企業と滋賀県教育委員会が協定を結び、協力して家庭教育の推進を図る。	企業・事業所等において家庭教育の重要性の啓発ができるとともに、家庭教育を支援する取組が生まれる。	各企業・事業所での取組をホームページ等で紹介するとともに、企業内家庭教育学習講座の開催を支援する。	企業・事業所における取組の充実を図っていくこと。新規に滋賀県家庭教育協力企業協定を結んでいただける企業・事業所を開拓していくこと。	年度当初に計画を立て、訪問・取材等に地道に取り組む。
生涯学習課	H5以前	県市町等社会教育体制強化費(社会教育連絡体制支援事業)	全県の保・幼・小・中・高・特別支援学校のPTA役員を対象に、各単位PTAの活動が活性化しよう、PTA活動の望ましい在り方を提言する。	協働することにより、PTA活動が会員の自主的な社会教育活動であること、県からも支援されている活動であることなどへの理解を深める。	団体として開催される研修会の内容や、団体としての考えなど、日頃の連携によりしっかりと理解することに努め、どの団体にも理解が得られる研修会作りを努める。	3団体に理解いただき、共通性のある内容を提案すること。	各団体のニーズの把握や事業内容とのすり合わせを行う。
生涯学習課	昭和24	県社会教育委員会議	社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に対する答申を行う。また、そのために必要な研究調査を行う。	協働することにより、それぞれの専門の立場から意見を伺うことができる	審議テーマにかかわる現地視察研修をとおして、幅広い分野からの意見聴取に努めた。	限られた会議の回数の中での審議、意見聴取のための効率よい事務処理	メールやFAXの有効活用
生涯学習課	昭和53	県人権教育推進協議会補助	総会1回、役員会2回、課題別検討委員会3回、ブロック研修会8回、講演会1回、研修会1回、ブロック事務局長会1回等	各地域の実情に応じた人権教育・啓発事業を実施することができる	県人権教育推進協議会事務局等との連絡・連携を深めるよう努めた。	会議の日程等の調整	中々時間が取れない中であるが、打合せの充実をしていく
生涯学習課	H25	ピブリオバトル指導者派遣事業	高校生による「ピブリオバトル」の普及・啓発を行い、高校生の読書率の向上を図る。平成28年度は8校で実施。	「ピブリオバトル」の具体的な進め方について、指導・助言をいただいた	ピブリオバトルを普及するための手段・方法・機会について、助言を受けた。指導者の後継者の育成について、依頼した。	指導者に後継者がおらず、十分な協働ができなかった。	指導者に後継者育成を依頼したが、適任者が見つからなかった。指導者の枠を広げて、後継者を見つける必要がある。
生涯学習課	昭和57	高等学校等開放講座推進事業	高等学校等の各県立学校が持つ人的・物的教育資源を生かし、各校の特色を生かした講座を開設することにより、地域における学習機会の提供と地域に開かれた信頼される学校づくりを目指して事業に取り組んでいる。平成27年度は、2校にて2講座が開設されている。平成22年度からはゼロ予算事業として組替えていたが、平成28年度は県負担金を設け実施した。負担金を申請した学校は4校、独自で実施した学校が2校であった。	県の負担金を設けたことで、受講者の負担を軽減し、高等学校の専門性が生かされた創意工夫ある講座を県民に提供できた。地域住民と学校とのつながりを深めることができる。	全ての県立学校に呼びかけ、積極的な講座開設を依頼した。	県負担金を設けたことで、実施校は増加した。しかし、事務作業の増加により、実施校側の負担が大きくなった。教職員の多忙化により、社会教育へ意識を向けるだけの余裕が減少していると感じる。	原則として、勤務時間外の実施となるため、働き方改革の観点から、講座開設にかかる教職員の労務安全管理等について、整理が必要。平成29年度は0予算で実施。
生涯学習課	H18	子どもの体験活動の機会と場の充実	子どもの体験活動に関わる地域住民や社会教育関係担当者が、事例報告や情報交換を行い、子どもの体験活動の推進を図ることをねらいとした実践交流会を開催するほか、県内各地で実施されている「通学合宿」の取組拡大のための広報・啓発等を行う。	官民一体となって子どもの体験活動を推進していこうという機運の醸成。参加各機関・団体のつながりを深めることができた。	交流会でアンケートを実施し分析することにより、交流会の内容を毎年創意工夫していくこと。	新しい企画を立ち上げる際に、企画立案に時間をかけ準備してきたこと。	各市町担当者が自治会単位の懇談会や説明会を実施し、通学合宿実施数を増やしてきていることから、通学合宿推進啓発リーフレットを広く効果的に配布することをはじめ、子どもの体験活動推進にかかる相談活動にも力を入れていく。

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たった工夫	事業の課題	課題・問題への対応
生涯学習課	昭和53	市町人権教育推進協議会事業費補助	人権問題の解決を地域ぐるみで図るため、市町が設置する人権教育推進協議会等の事業および人権教育推進員等の活動について補助を行い、年度末に県内の実施状況調査を行う。	各地域の実情に応じた人権教育・啓発事業の推進と実施状況の把握	実施状況調査の結果を市町に情報提供する。	人権センターとの連絡・調整	人権センターとの連携をさらにとっていく。
生涯学習課	H12	滋賀県学習情報提供システム整備事業	県民の主体的な生涯学習の取組を支援するため、団体、NPO、学校、大学、企業、社会教育施設等の各主体が実施する講座や教室等の情報提供を中心に、視聴覚教材の検索、予約、メールによる学習相談をインターネット上で行う。	「いつでも、どこでも、誰でも」が多種多様な学習情報を容易に入手できるシステムを活用することで生涯学習社会づくりに貢献。講座情報登録数の増加。県内生涯学習講座受講生の増加。「におねっと」レポートの読者の生涯学習に対するモチベーションの高まり。	県内各主体への講座情報登録の案内送付、「におねっと」でPRするメリットをシステムを活用することで生涯学習社会づくりに貢献。講座情報登録数の増加。県内生涯学習講座受講生の増加。「におねっと」レポートの読者の生涯学習に対するモチベーションの高まり。	講座登録数が年間2,100件以上におよび事務量が增大。学習情報の収集・提供方法の更なる工夫。新規登録団体の開拓。	登録団体による情報入力依頼を年間3回行っている。さらに呼びかけていく必要がある。また、新規登録団体等の開拓も引き続き行う必要がある。
生涯学習課	平成元	滋賀県女性団体活動推進事業	滋賀県地域女性団体連合会及びまちづくりの核となる地域女性団体が女性の地位向上、豊かな地域づくりの推進を図る事業や、一般財団法人滋賀県婦人会館を拠点として女性の生涯学習を総合的に推進する事業を行う。	県庁各課から協議会や推進会議委員、社会教育委員としての出席要請があり、県行政を進める上で地域の女性の声を届ける役目を果たしている。	家庭教育や人権教育など今日の課題や男女共同参画社会づくりなど、県の施策についての啓発を進めたり研修の場を提供したりした。また、会員以外の方を含めた若い世代との交流の機会を提案した。	会員の高齢化、会員の減少傾向が見られ、新たな会員を確保する工夫が課題である。若い世代との意見交換などの場を設けて、活動の活性化を図る必要がある。	会員の高齢化や市町の合併が重なり、会員の減少傾向が見られる。新たな会員を確保する工夫が必要である。「今後のあり方検討会」等の持ち方など、ソフト面での支援について検討し、団体の運営に積極的に協力していく。
生涯学習課	昭和60	人権教育指導研修事業	広く人々の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の払拭を図り、人権に関わる問題の解決に資することができるよう、社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進する。	各地域の実情に応じた人権教育の啓発事業を実施することができる。	市町の実践を掲載した啓発冊子を作成し市町にも配布する。	実践事例の収集	打合せをさらに充実する。
文化財保護課	H26	滋賀県ヘリテージマネージャー育成事業	当事業は、滋賀県の優れた歴史的建造物の適切な保存・活用や災害対策に必要な能力を身につけ、歴史的建造物を地域の財産として地域ぐるみで守り伝え、まちづくりに結びつける取組にリーダーシップを発揮できる人材(滋賀県ヘリテージマネージャー)を育成することを目的としている。年間60時間の講座を実施し、ヘリテージマネージャーを育成する計画であり、育成講座は(公社)滋賀県建築士会により組織された、滋賀県ヘリテージマネージャー実行委員会により主催され、滋賀県教育委員会による後援を受けて実施している。講座の運営には、滋賀県教育委員会事務局文化財保護課も、講師の派遣等で協力している。	歴史的建造物を地域の財産として地域ぐるみで守り伝え、まちづくりに結びつける取組にリーダーシップを発揮できる人材を育成することによって、文化を生かし、伝統を大切にする地域社会づくりが促進されることが期待される。	講座内容を立案するにあたり、日本建築史や歴史的建造物修理、また文化財行政の専門知識など、充実かつバランスのとれた内容となるよう、実行委員会には適宜アドバイスを与えている。	修了者が、今後歴史的建造物の調査・修理の協力依頼などに対応できるよう、実務対応能力及び技術力の向上に向けた研鑽が不可欠である。	平成29年度より、修了者の上級講座として、県内各地域で歴史的建造物の保存活動に取り組む団体との情報共有の場(事例発表・意見交換・修理相談会)を開催する予定である。
文化財保護課	H28	「滋賀県歴史資料ネットワーク(仮称)」設立準備の取組み	滋賀県内に伝存している歴史資料について、滋賀大学経済学部附属史料館と県・市町、県内博物館・図書館等との間でその所在情報を共有し、活用に向けた情報拠点を形成する。あわせて、大規模災害が発生した際に地域の文化財・歴史資料を救出・修復するための仕組みづくりについても共同研究する。	大規模災害の発生に備え、貴重な歴史資料を守り伝えるために、県と資料保存機関、大学等研究機関が役割分担をしながら協働して情報共有をはかっていくための、共通認識を得ることができた。	関係主体相互に連絡・連携を深める	さらなる情報収集に努めるとともに、会議や共同研究の機会を充実させ、県内における歴史資料保全のネットワーク立ち上げに向けて努力していく。	
文化財保護課	H27	新幹線から観音寺城石垣の見える化プロジェクト	地元企業や諸団体などの有志と協働で史跡観音寺城跡の除草・伐木や散策道の整備を行い、石垣などの遺構を顕在化させた。	史跡地の良好な環境を維持し、散策道を整備することで、史跡地を訪れる人に史跡の価値をより深く実感してもらうことができた。また、速くから石垣を見ることができるようになり、史跡観音寺城跡の認知度が飛躍的に高まった。	互いの役割分担を明確にし、過剰な負担とならないよう気を付けた。	当日参加者の確保	有志だけでは人数が少ないため、地元企業の行事として位置づけてもらい、半ば強制的に多くの参加者を確保した。参加してくれた人は事業の魅力を実感してくれたようなので、事業の魅力を広くPRすることが必要。
文化財保護課	H28	安土城再建を夢見る会活動事業の支援	NPO法人安土城再建を夢見る会の活動に対しての資料提供、助言、講演会での講演等を実施。	月2回の勉強会、講演2回実施し夢見る会の今後の方向性や取組事項、関係機関との調整に寄与することができた。	1、2か月毎の勉強会や講座開催について頻繁に電話・メール・FAXでの連絡調整を行うなど、相互理解を深めるよう努めた。	NPO法人会員の募集。	
企業庁	H23	琵琶湖森林づくりパートナー協定に基づく森林づくり活動	水道水源保全に取り組むため、平成23年1月に三雲生産森林組合と琵琶湖森林づくりパートナー協定を締結し、下草刈りなどの森林づくり活動を年1回、協働で実施している。	協定対象地の下草刈り等を実施することで水質保全へ取り組むことができた。	企画・準備については電話やFAXのみで可能であるが、実施内容や準備物への共通認識を持つため直接会って打合せを行っている。		

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たった工夫	事業の課題	課題・問題への対応
成人病センター	H15	病院ボランティア活動事業	公募ボランティアによる、外来案内や植栽管理、絵画・写真の掲示、緩和ケア等の活動により、患者さんの通院・入院に対する苦痛を和らげ、心地よく受診・退院していただけるように、ささやかな「安心」と「和み」を提供する。	患者の立場に立った心のこもった案内業務ができています。植物管理や縫製品作成では、業者委託や既製品購入に比して経費面での節約や、より患者に配慮した温かみのあるきめ細やかな対応ができています。	ボランティアとのコミュニケーションを充実するため、平日頃より直接顔を合わせて意見や課題・相談事等を聞くようにしている。	病院内でのボランティア認知度の向上。メンバーの募集・広報。	ボランティアメンバーの高齢化。新メンバーの募集。
生活安全企画課	H20	まちの常夜灯事業	地域の自主防犯ボランティアや各種団体の交流・活動拠点である「まちの常夜灯」に対し、情報提供や研修・指導等の支援を行うとともに、合同パトロールを実施する等、「地域自衛型防犯システム」構築に向けた協働活動を推進する。	地域全体の防犯意識の高揚が図られ、犯罪のない安全・安心のまちづくりの実現につながっている。	防犯アドバイザーが不定期に常夜灯を訪問し、各地区の防犯ボランティアと連携している。	地域自衛型防犯の確立には、協働パートナー（防犯ボランティア等）が主体となって活動していくことが望まれるが、刑法犯認知件数が減少する中において、活動が減退していくなどの問題もみられつつある。	防犯ボランティアの自主的活動を促進するため、きめ細かな情報発信に努めている。
生活安全企画課	H19	子ども安全リーダー研修会の開催	警察署または、交番などの会議室を活用して子ども安全リーダー等を対象とした研修会を開催し、子どもを守るボランティア活動の活性化等を図っている。	・子ども対象犯罪の抑止 ・子どもを見守る活動を通じての地域の絆の醸成 ・警察活動の負担軽減（地域自衛型防犯の確立による業務の軽減）	・警察本部において、各警察署子ども安全リーダー代表による総会を開催 ・警察署ごとに各小学校区子ども安全リーダー代表による研修会を開催	子ども安全リーダーは県下で約1,200人で全員が集う研修会の開催は困難であり、個人々の活動意欲に差が認められ、小学校区毎の組織の中でも意識や活動内容に差が生じている。また、会員の中には他の役職を兼務している人物も多く、高齢化も進んでいることから、今後は現役世代の加入も課題となっている。	防犯ボランティアの自主的活動を促進するため、きめ細かな情報発信に努めている。
サイバー犯罪対策課	H26	サイバーボランティアによるサイバー犯罪防止活動	県内に所在する大学に在学し、若しくは県内に居住する大学生又は県内に居住する満20歳以上の者を対象にサイバーボランティアを委嘱し、サイバー犯罪防止教室、街頭啓発活動などを協働で実施することで、安全・安心なサイバー空間構築を推進する。	大学生を中心とするサイバーボランティアは、サイバー犯罪防止教室の対象者である小学生や中学生等と年齢・世代が近いことから、対象者が親近感を持って防止教室を受けることができ、高い啓発効果が期待できる。	サイバーボランティアの多くは新規に委嘱した者であることから、サイバー犯罪防止教室を実施する前には事前に打合せ、研修を行っている。	各ボランティアの活動意欲、活動参加状況に差が生じている。	各種情報発信、研修会など、ボランティアとのコミュニケーションを深め、参加しやすい活動を計画する。
地域課	H22	痴漢等被害防止活動	・JR西日本京都支社の主要駅における合同啓発活動警察 ・JR西日本京都支社関係者、高等学校（教師・生徒）、滋賀県総合政策部県民活動生活課、滋賀県防犯協会、自治体との合同啓発（平成28年度3回実施）の開催 ・湖東地区高等学校下校時の合同指導 彦根少年センターと合同で制服での列車警乗	啓発対象者と同じ世代の方が啓発することによって、チャンを受け取ってもらいやすく、関心や啓発効果が高くなったと感じた。	関係機関のマスコット（ユルキヤ）を集め、耳目を引いた。	啓発場所、方法等について綿密な打ち合わせが必要と感じた。	関係者との綿密な打ち合わせを行い、より参加しやすく、啓発効果のある活動に努める。
少年課	H22	コンビニエンスストア少年健全育成協力店事業	地域のコンビニエンスストア自主防犯団体に対し、情報提供や研修会を実施し、地域における少年の健全育成を推進するため協働活動を推進する。	地域に密着した民間団体が少年健全育成を自主的に推進することで、地域の非行防止をはじめとして非行少年を生まない社会づくりの推進に向けて弾みがついた。	加盟店や警察本部、警察署に双方が頻りに足を運び、合同で会議を開催するなどして連携を深めた。	加盟店によっては、協働に対する考え方の温度差があり、全体のレベルアップが今後の課題である。	地区ごとに研修会を頻りに開催したほか、メール等を活用し、情報伝達を実施した。
交通企画課	H10	交通安全教育研修会の開催	県下で交通安全教育を行っている交通安全教育ボランティア及び市町交通安全教育担当者等に対する交通安全教育の実施方法や話術等教育技術の向上を図るもの。	交通安全教育をになう機関・団体の教育手法や技術の向上につながった。	それぞれの機関・団体が研修会を通して交通安全教育内容や啓発方法の意見交換をすることにより、交通安全教育手法のレベルアップを図った。	研修内容が毎回同じような内容とならないように、新たな教育手法が学べる講師を探すこと。	様々な他機関主催の研修会へ参加するなど、他機関や他地区の安全教育手法を参考にし、新たな教育手法を検討している。
交通企画課	H23	高齢者対象運転免許自主返納促進事業	高齢運転者による事故が増加する中、運転に不安を感じている高齢者が運転免許を返納しやすい社会環境を官民で構築し、支援の案内リーフレットを作成配布し自主返納の気運醸成を図るもの。	高齢者が免許を返納した後の支援を、官民協働で構築することにより、支援の輪が広がった。	公共交通機関の支援団体であるバス、タクシー協会と良好な関係を構築し、支援の継続を維持している。	免許返納をした高齢者の一番の要望は「移動手段の確保」で、公共交通機関充実が課題。	バス、タクシー協会等への働きかけを強化し移動手段の確保を働きかけている。
組織犯罪対策課	H4	不当要求防止責任者講習事業	各事業所において選任された「不当要求防止責任者」のうち、『選任届出書』の提出により受講を希望した責任者を対象に、県内の暴力団情勢の講義や暴力団員による不当要求への対応方法の指導を行い、有事の際の責任者そして組織としての対応力の向上と暴排意識の高揚を図る。	責任者という狭い対象範囲ではあるものの、「暴迫センター」という名前と業務内容を認知してもらう良い機会になっている。	組織犯罪対策課員2名が、毎回、講師として講義を行うことで暴迫センターを補助している。	委託契約を交わし暴迫センターの担当業務を決めているものの、講習については講師（組織犯罪対策課員）が担当項目が多く、受講者にとっては、暴迫センターが実施している事業という認識が希薄である。	当該講習は、不当要求への対応要領等を習得する目的ではあるが、これについては講師（組織犯罪対策課員）が担当項目が多く、受講者にとっては、暴迫センターが実施している事業という認識が希薄である。

課名	事業開始年度	事業名	事業・取組内容	事業効果	事業の実施に当たった工夫	事業の課題	課題・問題への対応
警察県民センター	H10	滋賀県犯罪被害者等支援連絡協議会の開催	犯罪被害者等の置かれている現状を踏まえ、犯罪被害者等の視点に立ち、関係機関、団体による緊密な連携と相互協力によって、犯罪被害者等の要望に応じた支援活動を効果的かつ総合的に推進する。	警察、関係する機関・団体等が相互に協力し、有機的に連携を図ることにより、社会全体で被害者を支援する気運の醸成、被害者のニーズに応じた各種支援活動を効果的かつ積極的に推進できた。	総会等において、被害者遺族の講演を依頼して犯罪被害者等に対する理解・共感を深めるとともに、具体的事例を挙げたロールプレイングを行い、各会員の役割を確認した。		
警察県民センター	H22	命の大切さを学ぶ教室の開催	犯罪被害者遺族を講師として、県内の中学校、高校、専門学校、大学等で講演を開催し、被害者の置かれた立場や心情への理解を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するとともに、命の大切さや被害者も加害者も出さない社会を希求する思いを犯罪被害者等が直接語りかけることで、受講者の規範意識の向上を図るもの。	被害者等がおかれた立場・心情への理解を深めるとともに、命の大切さや規範意識の向上を図ることができる。	受講後のアンケート作成、中学・高校対象の作文コンクールへの応募等で、被害者等に対する理解と共感、命の大切さを考える機会を設ける。	講師の年齢等を考慮して、新たに協力を得ることができる講師の発掘が必要	
警察県民センター	H21	犯罪被害者サポートテレフォンの委託事業	犯罪被害に遭われた方やその家族の方々に、きめ細やかな支援による被害回復又は軽減を図ることを目的として、専門的な知識と経験を有する民間被害者支援団体「おうみ犯罪被害者支援センター」に電話相談業務を委託する。	犯罪被害者サポートテレホン相談電話の情報を共有し、互いの連絡調整を行うことで、犯罪被害に関する情報を早期に把握することができ、それにより被害者等のニーズに見合った迅速な対応やスムーズな支援の橋渡しが可能となった。	警察へ犯罪被害を通報しない、又は躊躇する犯罪被害者等への対応や個々の実情に即し、犯罪被害者へのよりきめ細やかな支援を図るため、適宜、協議の場を設け、意見交換等を行った。	活動内容について、県民への更なる広報啓発活動	